

第三十八回 参議院建設委員会會議録第三十七号

昭和三十六年六月六日(火曜日)
午後零時九分開会

出席者は左の通り。

委員長 稲浦 鹿蔵君
理事 田中 清一君
松野 孝一君
武藤 常介君
内村 清次君

委員

岩沢 忠恭君
太田 正孝君
小山邦太郎君
村松 久義君
米田 正文君
木下 友敬君
田中 一君
武内 五郎君
松澤 兼人君
田上 松衛君
小平 芳平君
村上 義一君

國務大臣

建設大臣 中村 梅吉君

政府委員

建設省計画局長 関盛 吉雄君

事務局側

常任委員 武井 篤君
会専門員

説明員

厚生省環境 聖成 稔君
衛生局長
農林省農地 富谷 彰介君
局参事官

通商産業省企業 藤岡 大信君
局工業用水課長
運輸省航空 橋内 一彦君
局監理部長
飛行場課長 吉田 俊朗君
建設省計画 志村 清一君
局参事官

日本国有鉄道 橋本 巖君
新幹線総局用 地部次長

日本電信電話 平山 温君
公社施設局長

日本電信電話 中田 亮吉君
公社建築局長

参考人

電源開発株式 岡部 邦生君
会社社理事
日本道路 海内 要道君
公団理事
日本道路公 宮内 潤一君
団総務部長
首都高速道 藤本勝彌君
路公団理事

本日の会議に付した案件
○公共用地の取得に関する特別措置法
案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(稲浦鹿蔵君) ただいまから
建設委員会を開会いたします。

公共用地の取得に関する特別措置法
案を議題といたします。

前回に引き続き質疑を行ないます
が、本日出席願つておる参考人は、日
本道路公団の海内理事、宮内総務部
長、首都高速道路公団の藤本理事、電
源開発株式会社岡部理事、電電公社の

平山理事、中田理事、国鉄の橋本新幹
線総局の用地部次長がおいでになつて
おります。

参考人の方には、大へんお忙しいと
ころおいで願ひまして、ありがとうございます。

それではこれから資料について御説
明を順次願ひ、これについて質疑を行
ないます。

まず電源開発株式会社の岡部理事か
ら資料の御説明を願ひます。

○参考人(岡部邦生君) 電源開発株式
会社の岡部理事でございます。資料に
つきまして御説明いたします。田中

委員の御質問は只見川であります。こ
と、並びに反対者が五、六名というこ
とでございましたので、おそらく田中

倉地点の補償のことだと思ひますの
で、その補償状況につきまして御説明
いたします。

第一に、土地買収交渉の概要でござ
います。これはミクスプリントでござ
います。昭和二十七年十月といふ

のは二十八年九月に御訂正願ひたいと
思ひます。その二十八年の九月に弊社
が同地点を開発することに決定されま

して、同じく同月に弊社の土地補償基
準単価につきまして、田子倉部落民に
次のような単価を示したわけござい

ます。同じく二十八年の十月に田子倉
部落民より次のような補償基準単価に
つきまして要求がございました。同二

十九年の一月にこれに對して折衝
の結果、次のような単価を示したわけ
でございます。二十九年の四月には福

島県知事が調停に入つていただきまし
て、次の補償基準単価を示されました
のでございまして、これは従来の開発
地点の例に徴しまして、著しく高価で
あるといふので弊社が拒否いたしました。

二十九年の六月から八月の間に地
元と共同いたしました土地及び補償物
件に関する実態調査を実施いたしまし

た。

以上の交渉の経過におきまして、地
元は賛成者四十六名と反対者五名に分
かれて、賛成者四十六名につきま

してはその後次のごときいきさつを経
まして円満に妥結をいたしました。す

なわち二十九年の九月に弊社は土地使
用を開始するため賛成者四十六名と土
地等売買予約契約を締結いたしました

で、補償金の一部仮払いをいたしまし
た。同じく二十九年の十一月に賛成者

四十六名の代理人となりまして福島県
知事との間に、次の補償基準単価を決
定いたしました。昭和三十年一月に土地

等売買契約を締結いたしました。すな
わちそれがその次の単価でございま

す。反対者五名につきましては次のご
とき経過をたどつて妥結をいたしまし

た。すなわち二十九年の八月に反対者
五名の所有いたします土地のうち着工
に必要な土地につきまして、福島県収

用委員会に對して土地収用法に基づく
裁決申請をいたしました。二十九年の

十一月に上記申請に對する裁決がお
りまして、土地収用が終了いたしました

す。昭和三十一年の六月に反対者五名

の所有いたします土地のうち、すでに収
用いたしましたもの以外の水没土地に
對しまして裁決申請をいたしました。

三十一一年の七月に反対者と協議の結
果、昭和三十一年六月の裁決申請は取
り下げまして、二十九年十一月の賛成

者との間に決定をされました補償基
準単価と同額で、土地等売買契約を締結
いたしましたわけでございます。その次の

裏のページに土地買収代及び補償費の
大体の概算を書いておりますのでご
ざいます。

以上であります。

○田中一君 私、たしか当委員会の
二十九年、三十年ごろの議事録に載つ
ていふと思うのですがね。反当たり百

万以上をしようがないからいよいよ通
水するについて出すのだといふような
話を聞きまして、当委員会からそれを

追及して、むろん通水するについては
何といつても相当の利益等があるわけ
なんです。この場合は少しの金額

はかまわれないから払おうじゃないかと
いうような考え方が出てあつたのを、
参議院の建設委員会ではそれはいかぬ

と、そういうことは悪例を残す。また
将来の補償基準にまあつけ込まれると
いふことになるから、たとえ通水前

であつてもこういうものはいかぬといつ
て、これは調査いたしました。――当
時だれだったかな――そうして反省を

求めたことがあるのです。たしか電源
開発から来てもらひましてですね。そ
ういふ経緯を私は承知しておるのです

がね。

○参考人(岡部邦生君) 今の田中委員のお話は、たぶん二十九年四月の福島県知事が調停に入りました金額のお話ではなからうかと存するのでございませう。

○田中一君 百万以上だったと思つたが、どうも、反当たり。

○委員長(稲浦鹿蔵君) ちょっと速記をとめて。

○委員長(稲浦鹿蔵君) ちょっと速記をとめて。

【速記中止】

○委員長(稲浦鹿蔵君) 速記をつけ

○田中一君 そこで、反対者に対しては申請価格で裁決されたというのがこれに出ております。政府から資料として出ておる中にも、反対した場合には必ず低い基準で裁決が下つてゐるのがある場合、何とかして、協力するからということになる、相当の協力費的な補償が加味される。それから条件として、こうだあだといつて、割合に妥協的な裁決を求めようとする場合には、大体中間として半分にしてゐる。五割増しくらいで妥協してゐるのが今までの裁決例です。ここに非常に矛盾がある、危険があると思つて、す。たとえば、裁決は起業者の方の申請通りの裁決になつておる。これじゃかわいそうだといふので、買取契約、予約契約を結んだ。賛成者と同じ額に伸ばしてしまつたといふ、こういう根拠といふものはもつと明確にならなきやならぬのです。私は、収用委員会の裁決といふものに対しては、従ふべきであるという原則を立てなきやならぬと思ふのです。政府も、前回の委員会

で質問してまだこれは結論に至つておりませんけれども、鴨子ダムの水没の補償にいたしましても、この係争にいたしましても、収用委員会は申請者をずつと上回るものを裁決いたしました。そうするとそれに対して政府は訴訟をする、現に訴訟中である。一体収用委員会の裁決といふものは正しいか正しくないかという問題がやはり疑問を持たれるのです。国民から、ましてやまあわれわれは東京に住んでおつて、水がなくなつて困るのだといつて、利根川上流のダム地点の反対する者に対して、何だかしからぬじゃないか、東京の都民は夏になれば飲料水がなくてどうもならぬじゃないかといふような議論はなされるけれども、当該被収用者の心境といふものは、どこかに信頼すべき一つの基準といふもの、一つの線といふもの、これが正しいのだ、これに満足するのだといふ、まあ満足するのだといふこと以外にやっぱ正しいさを求めておるのは、人間としての良心です。これが正しいんだといふ、正しいけれどももう少しほしいんだといふ、欲しい深い方もあるでしょうし、まあもう少しもらわなきやならぬのだという理由のある人もおられると思ふのです。今回のこの法律が通つて、そうして申請する価格といふものは、これもまだなかなか買取基準といふものは、せんだつてもいろいろ聞いてみると、調査会のメンバーですら、補償基準等のはこれはこれからの問題であつて、的確にこれが正しいのだといふことは求められないんだといふことを言つてゐるのです。しかしこれも今後審議会を持つてゐる以上、研究をしてい

くんだといふことになってきますと、これが先ではないかといふことなんです。私は信頼すべき事業であつてほしいといふことです。このいい事例は、田子倉のあなたの方を見ますと、なぜ収用委員会の決定通りしないのかといふことなんです。収用委員会の考えに對して前の賛成者と同じような線で妥協したことになつてゐるんでしょ、それでいい。一方鴨子の場合には、収用委員会の裁決といふものは不満である、しかしながら取り下げて、また賛成した側の価格で買取したといふことになつてゐるんでしょ。どうなつてゐるんですか、このことは。

○参考人(岡部邦生君) 大体お話の通りでございますが、ただ収用委員会で収用いたした分もございませう。

それから先はどのお話でございませうが、お話のように収用申請価格と基準とが違ひますことにつきましては、土地建物その他につきましては同一の価格をとつております。ただいわゆる早期対策協力費とかいふものにつきましては、協力を願わない関係がございませうので、その点を減らしてあるわけでございます。いゝゆる物件の価格等につきましては差異はございませう。

○田中一君 この二枚目の三ページですか、賛成者四十六名に対してはこれこれであつたといふんです、それで、これはちよつとはつきり読みにくいけれども、五十三万ですか三十三万ですか。——ちよつと待つて下さい、三十万ですか、三十万と読むんですか。上のなんですか、これは間違つたから三十万にしたのですか。数字がその上にもう一つあるのですがね。

○参考人(岡部邦生君) これが出しました原本と思ひますが。

○田中一君 三十万ですか。——それでは次のページにある裁決ですね、裁決は田に二十二万五千円、畑十八万円、山林原野が一万五千六百四十円、ちよつとこれがあなたの方で申請した価格でして、おそろくここにゐるのは二十二万五千円、大体同じですね、ちよつとなが違ひますがね、山林原野が違ひますが、これは一つの申請したものでしょう。電源開発の言いが正しいのでございませうといふことなんです。そこでそれを取り下げて、「三十二年六月の裁決申請はとり下げ、昭和二十九年十一月の賛成者との間に決定された補償基準価額と同額で土地等売買契約を締結した。」べん裁決になつたから取り下げて、これはどうしたのですか。

○参考人(岡部邦生君) 裁決はまだ下つておりませんのでございませう。その間に任意和解したわけでございます。

○田中一君 二十九年十一月に、「上記申請に対する裁決が下り土地を収用した。裁決の単価は次のとおりである。」「こうなつておるのですよ、これはどういふ意味なんです、あなたの言ふことと文字で書いてあることと、理解に苦しむのですが、もう少し詳しく」と説明して下さい。

○参考人(岡部邦生君) この(ウ)に書きました反対者所有のうち着工に必要な土地につきましては、収用委員会が裁決いたしました収用いたしましたわけでございます。その残りの着工に必要な水没地帯の土地につきましては、あとで収用裁決いたしました申請いたしました、それが和解をいたしたわけでございます。

○田中一君 この3のおしまいにはその区別がなつておりますか、これは裁決できまつたものとそれから買取のもの、反対者の分と、分けてありますかね、これは。

○参考人(岡部邦生君) 分かれております。

○田中一君 どこにありますか。

○参考人(岡部邦生君) 合計してございませう。

○田中一君 そうすると裁決の額の方が任意買取の方よりも低いのだといふことですね。

○参考人(岡部邦生君) そうであります。

○田中一君 あなたの損失補償要綱は昭和二十八年に閣議決定になつてゐる性質のものでして、そこで時間がないのでまだ詳しく中を調べておりましたが、かつてこの閣議決定をなされるためには、われわれもすいぶん注文つきました。こんなふうになつたわけなんです。それも非常にお手盛りの、低いものでもお手盛り、高いものでもお手盛りなんです。基準なしでやつちやけなふといふので、これを作らしたわけなんですけれども——そこでこのときの収用委員は今現在いるところの収用委員ですか。

○参考人(岡部邦生君) 委員長並びに外二名の方は現在も引き続き収用委員をしてもらはれます。

○田中一君 ここに裁決書があります、この裁決書で、収用委員会は、閣議決定の補償要綱といふものを中心に、裁決をされたといふことになつてゐるのか、あるいはちよつといふものに触れずして、どこまでも土地収用法にいうところの諸権利といふものを、独自

大體政府から出しておる資料の中では、反対した場合には、場合によると申請より下回る場合があるということですね。大體において申請そのものだということですね、今までの政府から出されておるところの各判例を調べてみますと、それから協力する場合に、協力費的なものが付加されている。

○説明員(中田亮吉君) 提出いたしました資料について御説明いたします。

この資料に載っております各局、これは全部われわれ電電公社が三十三年からやっております第二次五カ年計画に載っております局で、われわれの希望からいたしますと、これらは土地買収が三十五年度内にすでに全部終

下の方に書いておきまして、途中に買収期間その他のを書いておきました。

以上で資料の御説明を終わりたいと思います。

○田中一君　ちよつとこれを読みます。資料を読みますから、ちよつと時間を下さい。――質問します。三ページ以下のものに対して質問しますが、

たしましては、第三者の評価機関、すなわちわれわれのところでは大きな銀行、あるいは信託会社、そういうたつた四、五軒の者に頼みまして評価をしていただく、その平均をとりまして、その価格としているわけであります。

○田中一君 それは何かあなたの方の内規にあるのですか。

部にあるところの評価委員会なり何なりがあって、それできめた額で申請しようというわけですね。まだこれは申請してないのですね。

○説明員(中田亮吉君) われわれが交渉をいたしますときに、そうした外部の評価の精通者に評価をしてもらいまして、われわれの方の買取価格という

ものをきめるわけでありますが、この場合はその価格で交渉をしており、その人が出した評価の金額で、どうして売ることはできないということをおっしゃっておられるわけでございます。現在土地収用法の第一段階でありますところの事業認定をやりまして、そういった手続をやろうとしておるわけでございます。

○田中一君 下丸子のやつは十カ年間の収益を見ようといつておられますが、大体今は内規ではどのくらいに見えておられますか。どのくらい、予想される収益といふものを何年くらいに見えておられますか。

○説明員(中田亮吉君) こういったものの補償につきましては、その個々の場合におきまして全部違うわけでありまして、現在この下丸子の土地につきましては、どれだけの補償をこちらがいつているか、というようなことが資料は現在ここにはありませんが、帰ればいつでも資料がございます。

○田中一君 基準がないわけですか。あなたの方では大体今ここへ出ておるものでは、たとえば首都高速道路公団、国有鉄道、電源開発等はめいめい公正を期する意味において一応の基準を持って、これを示しながら言うわけなんです。従つて予想される利益とかといふものは当然どれにも入っているのです。あなたの方ですと、ある場合にはやらない、ある場合には十年も二十年もやるということですか。そういう弾力性のあるものでやっているといふことなんですか。それともそういう基準が内規にあるのですか。

○説明員(中田亮吉君) 電電公社としましては、そういった補償の内規といふものは現在ありません。これは全国いろいろな場所がありますし、また土地も田もあれば畑もあり、あるいはまた大都市のまん中にもありますしいろいろなものがあります。その土地々々で非常に違つておられますので、現在のところはそういった内規というものは作っておりません。その個別につきましては、第三者の評価機関その他、銀行とかあるいは税務署その他いろいろなところと相談をいたしまして、その補償基準といふものをその個々にきめておるといふわけでございます。

○田中一君 そうすると、企業者としては自分の買い取り得る、まず第一には、被収用者が、売的意思はございませんよ、こういって、結局売ると同じように、あなたの一番都合のいい安いものを出して、そうしてある線まで買取契約を結ぶといふことなんですね、そういうことをしているから汚職があるのですよ。土地関係の保償はたまたまのものではないですよ。電電公社の考えられておるものよりも上回つたものできめようものなら、あいつは能がないやつだといふことになる。何と何と何が補償の対象になるのだといふことぐらひはわからなければいかぬです。むろんこれは土地収用法には書いてあります。書いてありますが、個々の具体的な問題は書いてない。私はここに一つ例を持つておるのですが、これは建設省からもらつたものです。水没地の鉱山に対する条件です。埋蔵鉱量、ズリ混入率、可採可能範囲、残鉱分を加える、可採率、可採粗鉱量といふものがまず第一に出てくる。次に今度は可

採粗鉱量に品位、それから選鉱実収率、精鉱品位が出てくる。精鉱量に対しては可採年数、これは九年と押さえています。ものによつて違いますが、これは九年と押さえています。年間精鉱量が出てくる。年間精鉱量に対しては販売価格、生産原価、年収益、年収益に對しては税金、年純益、現価率、九年度の純益、九年度の純益に對して企業費その他雑費といふものが、すつかり数字がはめ込まれて一つの基準が出てくる。これははつきりきまつています。だから割合そういう汚職的なものはないです。ほかのものを入れる余裕がない。雑費の中に入れるでしようけれども、雑費ははつきりわかつています。電電公社がそういう形で、ある場合には、あなたの方のおおしきくような今の国民もあまらぬと思つても、だから制度調査会では、あなたの方なんかはこれに入れるべきものではない、という積極的な答弁ではないけれども、必要ないという形でも出てくる。おそろくあなたの方で調査委員の方々に相当猛烈な運動をしたと思つておるのです。ところがこれにはちやんと入つておらぬのです。そういうような弱い、でたらめといつては極言かしらぬけれども、何にも基準なしであなたの方の電電公社の役員なり担当の職員が、向こうの顔色を見ながら、最後には土地収用法を適用して取りましようといふおどかしをかけるが、交渉するなんていう企業は、そんなものは不健全な企業です。どこだつてみんなガラス張りの、国民にすつかりこの事業の公益性を示して、かくかくのものに對してはかくかくいたしますといふことを表わしている。今京成電車その他

においても、ちゃんと私企業でもあります。それはむろん電信電話といふものは公益性が低いのだとはいひません。いいませんが、あなたの電電公社自身がそういうようなため、とはいひぬけれども、これは職員泣かせです。そういうような形でもつてやつておるのでは、とてもこれは公共用地取得制度調査会でも取り上げなかつた。これは中村建設大臣、これは公共用地取得制度調査会の答申の中には、電電公社の事業は入つておらないのです。なぜこれに電電公社を入れなければならなかつたのですか。また入れるにいつては何か電電公社に對して条件つけましたか。今説明を伺つておると、ほかに公益事業として見られておる企業と比較いたしまして、あまりに内部がそうした補償、用地取得に對しては不完全な制度でやられておるのうに見受けておるのです。

○参考人(岡部邦生君) 先ほど申しました説明で言葉が足りなかつたことをおわび申し上げますが、もちろん補償料を算定いたしますときには、借地権あるいは耕作権といふものの補償、それから建物価格、建物移転の補償、それから営業補償、上毛補償、樹木伐採補償、その他いろいろのものにつきましては、補償といふものはこまかくこれは別に、こういう場合はどれだけであるといふような基準について内規は作つてありませんが、一々そのことにつきまして外部の第三者の方に相談をいたしまして、そういった補償を一々その場所できまして、そこで持ち主の方と交渉するといふことでありまして、初めから補償は幾らということでは全部ただ買取交渉でいつた、個々に幾

らかといふことで持ち主と初めから交渉するといふことじやありませんで、こういった今申しましたような地上権とかいろいろなものがありますが、こういったものをこまかく計算をしまして、初めて補償額といふものを出して、持ち主の方と交渉するといふわけでありまして、先ほど私の言葉が足りませんでしたのをおわび申し上げます。

○田中一君 それは当然です。収用法ではちゃんと対象が書いてあるから当然ですよ。それで大臣、どうですか、電電公社なんてこんなものなぞ入れたのですか。

○國務大臣(中村梅吉君) これは最近電話需要が御承知の通り非常に盛んでありまして、各地区とも局を増設して、せんと電話の局が交換能力がないから架設ができない。そこで御承知の通り、申し込み積数といふものが非常に多いわけですね。こまかい数字等は私存しておりますが、そこで周辺居住者としておられます、局ができるまでは何年間も電話加入申し込みをしましても需要が満たされなくて、待機させられるといふことで、まあ大都市を初め都市である区域ではずいぶん一般の電話加入希望者が困つておる、この現状をわれわれは認識しまして、何とかこの局舎の建設が早く進むようにしなければ、一般大衆の電話申し込み者に対して非常に気の毒であるといふことでもあります。それから交換施設、中継施設を入れましたのは、中継施設を作る場所といふのは都市のまん中よりも案外あるとは思いますが、これも最近マイクロウェーブとか何か発達をしまして、中継施設ができないことにはそれらの

交換ができませんし、全国的に今では即時に通話をなるべくしてくれという熱望が非常に高いわけで、早く全国的に中継施設を完備して、即時通話のできるような状態に運ぶことが今日の時世、こういうふうに時間的にすべてが短縮されておるときですから、非常に要請されておりますので、われわれとしましては公正に検討いたしました結果、電話のこの範囲のことを特別措置法の適用事業として入れよう、こういうことになったわけでございます。

○田中一君 もう少し、今お出しになった資料、それが何坪で、どれくらいのものであるか、どの地点だということくらい書いてもらえませんか。私は既成市街地におけるこうした施設は、いろいろな区分があると思うんですよ。高くすればいいんでしょ、高くすれば立体化すればいいんでしょ、うと思うんですよ。世田谷なんか今も増築しているが、僕の家からよく見えますが、高くしておけばいい。電話局は大体広い敷地を持っています。よけいもうかるでしよ、今は独立採算制でもうかるでしよ、きつとあのところも大きな用地を持つていたのだらうけれども、もう少しこれは技術的に用地を節約というか立体的に使うべきものがあると思うのです。だから日本でも電話局の、電電公社の建築といふものはちよつとなかなかいいものなんです。しゃれてるものなんです。世界でも電電公社の建築という、見直しているようないいものを作っています。これはやっぱり建築技術家がいるでしよけれども、ただスタイルだけよくても中みの問題ですからね。

○説明員(平山温君) 先生が今お尋ね

になりましたこと、それから先ほど大臣から御説明ありましたことについて、ちよつと補足して御説明させていただきますか。

電話局の敷地は、一つ一つのものは今先生だぶだぶという話でございまして、この特別措置の一応対象になつてはいるが事業と比べますと、必ずしも広いものではないと思ひます。ただ電話局の特殊性をいたしまして、非常に場所が限られておりまして、御承知のように電話局には地下ケーブルが全部入つておりますので、いわば根が張つておるようなものなのでございまして。東京の中にも御承知のようにたくさん電話局がございまして、それとそれとこの電話局の、新しい電話局を作りますときには、どういふ方面に電話の申し込みの方がいらつしやるかということ、既設の電話局がどういふところにあるかということ、既設のケーブルがどういふふうに根を張つておるかということ、関連いたしまして、非常に場所が限られて参るわけでございます。そこでその場所も、私どももそれで結局その候補地というものを考えるわけですが、それが非常に限られた場所になつておりますので、その場所をもし定めていただければ非常に都合がいいのでございまして、先方の方の御都合でその話がうまくいかなければ、やむを得ずその付近の電話局が建たなくなりまして、御承知のように東京でも比較的電話のつきやすいところとつきにくいところができてしまつて、非常に不公平なサビスをしてしまふような結果になつてしまつて、相済まなく思つておる次第でございます。

それから地方の中継所の土地でございますが、これは現在九キロごとに中継所がございまして、その途中の中間のちよつと四・五キロのところに、わずか五十坪くらいでございまして、そのくらの土地を買えますと、現在持っている設備を三倍にも四倍にも使える、そしてこれによつて今まで相当お待たせしなければならなかつた市外通話が即時につながるというので、非常に既設設備を最高度利用できるわけでございます。場所一つ一つは狭いのでございまして、その既設の中継所のちよつと四・五キロの間を充つていただくという、非常に限られた場所になるのでございまして。しかもこれが東京からずつと東海道を通つて九州あるいは北海道までルートがございまして、そのルートのどこか一カ所でもそういう土地が買えなかつたら、全体の施設を利用するに非常に支障を来たすのでございまして。

それから一つ一つの電話局が少し大きな土地を持ち過ぎておるのじゃないか、建物をもつと立体的に高度の方を考えたかどうかという御指摘もあつたと思ひますが、私たちがいたしましては、先ほど申しましたように、電話がほとんど伸びていきまふ場合に、どうしても電話局を大きくしなければなりません。そこで高度をいたしましては、建築基準法で許される高度一ぱいを建てるということと全部前提にいたしまして、将来の発達予想を考えまして、今特別措置の対象の事業に入れたいただくことをお願いしておりますように、私どもとしましては、はなはだ土地の獲得に困難いたしておりますので、できれば将来とも一ぺんそこで土地を買えば、その近くのまた隣地を買ふことは非常に困難であります。できれば買わないでもいいように、これから買ふものにつきますしては、それだけの所要の坪数を買えるようにということと努力しておるわけでございます。

従つてその最初家を立つた当時はちよつとあるいは余裕があるようにござらんになるかもしれないが、これはむしろ将来の事業の拡張に備えておく方が公益的立場からいつても適當ではないか、こういう考え方でも適當ではないか、こういう考え方でも適當ではないか、このように考え方でやつておる次第でございます。そこで先ほどの補償の問題についても、原則的な基準があつて個々のこまかいことはそのつど第三者を通してやつておるというところは御説明いたしたわけでございますが、これがやはり私どもの事業がちよつとはかの事業と変わつておるのではないかと思ひまして、何といひますか、非常にケースが一つ一つの坪数は大きくございせんが、いろいろな種類があるものでございまして、従来は個々に第三者の了解によつてやつておるというふうなことでございまして、先生の御指摘の点につきまして補足的に説明させていただきます。

○田中一君 それ電電公社ができてから以来ですか、電電公社として発足して以来二十三年なんですか、事業認定を行つたのは。

○説明員(中田亮吉君) そりでございます。——今資料をちよつと調べておりますので。

○田中一君 それではちよつと休憩して午後どうですか。

○委員長(稲浦鹿藏君) 休憩いたします。二時に再開いたします。

午後一時五分休憩

午後二時三十九分開会

○委員長(稲浦鹿藏君) 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

公共用地の取得に関する特別措置法案について質疑を続行いたします。

御質疑の方は御発言下さい。

○田中一君 電電公社の方から一つ答弁願ひますが、五カ年計画というのはこれはどういふ規模のもので、具体的に……何か資料がございせんか。

○説明員(平山温君) 五カ年計画と申しますのは、電電公社が始まりましてから最初に第一次五カ年計画は約二千八百億の総額の予算でやりました。それから現在第二次五カ年計画を実施中でございますが、これは総額四千二百億くらいの規模のものでございまして、さらに現在やつております第二次五カ年計画は三十七年度で一応終了することになつておりますが、さらに三十八年から四十二年まで第三次五カ年計画、さらにその次の四十七年末までの第四次五カ年計画というふうに予定されておるわけでございます。四十七年末になりますと電話をかけたといふし込まれる方につきましては即時につ

件。

○説明員(中田亮吉君) 現在まで事業認定を申請いたしましたものが二十三件。

けるようにしたい、こういう計画でお
ります。なお、今日におきましては電
話をかけたいと申し込まれる方で、公
社の方でおつけできない方が、現在八
十五万ばかりになっておる次第でござ
います。

○田中一君 何か資料ありますか。

○説明員(平山温君) 第二次五カ年計
画までは資料がございます。

○田中一君 数がなかつたら一部でも
あつたらよいだいたい。

○説明員(平山温君) できるだけ早く
先生のところにお届けできるようにい
たしたいと思ひます。

○田中一君 そこでそこに現われてお
るのは第二次五カ年計画も含んでおる
のですか、それとも三十五年までの
ものを言っているのですか。

○説明員(平山温君) 先生が今お持ち
になつておる資料は、第二次五カ年計
画の中に電話局を建てる予定になつて
おるものでございします。

○田中一君 三十七年度までまだ一年
半近くあるのだけれども、まだ十五件
くらいのもならこれに適用する必要
がないのじゃないかと思ひます。

○説明員(平山温君) お答え申し上げ
ます。私も電話局を作りまして、局
舎を建てて中に機械を入れますまで
に、大体買収してから少なくとも三年
かかるのでございまして、そこで、従
まして今先生からお話がございした
のは、今現在において少なくとも土地
が買えていないのは予定よりだいたい
おくれおるということに相なります。

○田中一君 第三次五カ年計画は物件
として、土地の場合何坪ぐらい要する
のですか。

○説明員(平山温君) 第三次五カ年計
画は目下策定中でございします。正
確なところはまだわかつておりませ
んが、今わかつておる範囲で答え申し
上げますと、今度の特別措置の対象に
していただきました、予定されてお
ります人口五十万以上の都市、これは一
応都市の名前といたしましては、私
どもとしては東京、大阪、名古屋、京
都、横浜、神戸、福岡、川崎、札幌
が現在五十万以上の都市と考えてお
りますが、この都市におきまして、第
三次五カ年計画では電話局を建てるた
めに予定されている局舎数が八十六
局、それから坪数は全体として八万三
千坪でございします。

なお、その都市別の内訳といたしま
しては東京が二十二局、大阪が十四
局、名古屋十局というふうになってお
ります。

○田中一君 事業認定を行なうとい
う申請をしようというものが幾つあり
ますか。

○説明員(中田亮吉君) 事業認定を受
けるように申請をいたしまして、現在
まで認定を受けたものが二十三件
あります。そのほか、現在認定申請中
のものが二件あります。以上でござ
います。

○田中一君 東京の池袋ですか、これ
は事業認定を受けて協議の結果買収し
たというものは、こちらの事業認定申請
を行なう場合の申請の価格というもの
を示して買収したのですか。それとも
それから増額になっておりますか。

○説明員(中田亮吉君) 池袋は、これ
は現在の電話局の横の隣地増設であり
まして、どうしても持ち主と話し合い
がつきませんで、それでは取用法を適

用していただくというので、まず第
一の段階といたしまして、事業認定を
申請したわけにございします。これは三
十五年七月七日に事業認定がおりまし
て、その後地主がそれでは譲ろうとい
うことに話し合いがつかまして、三十
五年九月に買収することができたわけ
でございします。これは坪当たりとい
たしまして十七万二千円ということに
なつております。補償費は四十四万六
千円でございします。

○田中一君 今まで電電公社の場合
は、多少時間がかかっても話し合いが
ついていくということからみると、ど
うもあの委員会の方で何したというの
も一応納得できるような気がするわけ
なんです、今後はおくれないうちに
するために、今度の法律の適用を受
けた方がよいわけですね。その際に、
基準としてはやはり時価の買取、時価
といひますか、そのときの時価の買取
ということになっておるのですか。

○説明員(中田亮吉君) われわれの方
といたしましては、今先生のおっしゃ
いますように、その時の時価で買取す
るということにいたしております。

○田中一君 一応他もいろいろな補償
基準を持つてやっておりますから、電
電公社としても一応内部の考え方と申
します、これこれのものはその補償
の対象になるのだというものと、それ
から予定される収益、こういうものは
むろん場所によつて、またものによつ
て違ふでしょうが、やはりそういうもの
は何年くらいというより大体の、
一年の場合もある、二年の場合もある、
三年の場合もある、そういうものを
見て基準を示さなければなら
ないと思ひます。何でもかんでも買ひ取る

方は強権で、これは強権になりますか
ら、それでも自分が取り上げるの
だという考え方がいかぬと思ひます。
今後、そういう補償基準を調査委
員会でも設けて、建設大臣に対する答
申というものを持たなければならぬ、
今後の問題として検討するところな
っているのですが、そういう心がまえは
あります。

○説明員(中田亮吉君) われわれとい
たしまして、今後、非常にたくさん
の電話局の土地を買わなければなら
ないので、先日からそういうことの準
備を始めております。従つて、今後、
建設省、その他各省の基準その他を参
考にいたしまして公社としての基準を
作りたうと考えております。

○田中一君 まあ電電公社はこのくら
いにしておきます。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 次に国鉄の新
幹線局用地部次長に資料の御説明を
お願いいたします。

○説明員(橋本巖君) 国鉄新幹線局
用地部次長の橋本でございます。概略
御説明申し上げます。

新幹線の延長は大体全線五百キロと
いうことに相なつておりました、この
うち、戦前買収済みの区間が九十五キ
ロメートル、それから買収を要しない
隧道あるいは橋梁というふうな区間が
約九十五キロメートルございします。従
いまして、新たに買収しなければなら
ない延長といたしましては、約三百十
キロメートルというふうに相なつてお
ります。現在の買収状況を申し上げます
と、三百十キロメートルのうち、新
規買収済み区間が約百十キロメー
トル、それから折衝中の区間が約八十キ

ロメートル、さらに未折衝の区間が約
百二十キロメートル残つております。
これはあとの三ページ目の方に書いて
ございします、問題の大きい地域とい
うことと大体見合つておりました、
ルートがきまらないうちにあるいは地元
の反対ということで立ち入り不能とい
うような関係から、いまだに折衝が開
始されてないというふうな状況でござ
います。

買収の最初に考えましたことは、い
かにしたら公平にいくか、さらにまた
いかにしたら早く買収ができるか、こ
ういふことを考えまして、まず初年度
は徹底的にPRをして、地元の御納得
と御協力を得るということに重点を置
いたわけにございまして、この間に
ルートも逐次決定いたしまして、市町
村単位の交渉団体と団体交渉をするこ
とによりまして不公平をなくする、ガ
ラス張り交渉をするということに相
なつたわけにございします。かように
いたしまして、大体現在の成果を得たわ
けでございします、なおこれから二年
間ございしますけれども、実は工事工程
上から申し上げますと、すでに用地買
収は工事工程に食い込んでおるとい
うような状況でございまして、今後の二
百キロというものの買収が、非常に困
難視されているという現状でございま
す。これはやはり農村地帯は比較的温
厚でございまして、誠心誠意話し合
うことによりまして非常に協力してい
ただいておるわけにございしますけれど
も、何しろ最近のこの土地ブームと申
します、非常に土地の値上がりとい
うことがございまして、東京、名古屋、
京都、大阪というふうな大都市並
びにこの周辺というものにつぎまして

は、非常に各工場の設備投資その他がございまして、なかなか問題が大きいというふうに考えております。特にこの中に五千数百戸の家屋の移転というふうに書いてございまして、現在のところ千戸以上の家屋はようやく解決をいたしましたものの、あと四千戸程度の家屋をいかにしたら円満に妥結できるかということが、非常に大きな問題となっております。これを、これらいろいろ考え合わせまして、やはりいかに早くとも本年度中には全線ほとんどの買収を、土地に限らず地上物件も全部終わらなければ、工事に支障を来す、というふうに考えられておりますので、今年度一ぱいにはぜひともこれを完了したいというふうに考えておりますが、何しろこの地上物件というのにつきましては、なかなか問題が多々ございまして、おそく来年度以降にも相当数持ち越すのではなからうかというふうに予想されております。

それから第二ページ目の買収の実績でございますが、先ほど申し上げましたように、市町村単位あるいは部落単位というふうな団体交渉によりまして妥結をはかっておりますが、土地の関係につきましては市町村単位の妥結が十八件、部落単位の妥結が三十一件というふうな状況になっております。さらに家屋等地上物件等につきましても、市町村単位の妥結が十八件、それから部落単位の妥結が二十件というふうなことになるわけでありますが、家屋につきましてはやはり原則として個々の折衝というふうに考えておりまして、大体同じような家屋あるいは条件というものがありますれば、団体交渉が成立するわけでございますけれども、それぞれ個々の事情が違いますので、最終的には個々の折衝にならざるを得ないというふうになっております。

それから土地収用法の関係でございますが、強権発動ということがよく言われますけれども、われわれは強権発動ということではなくして、土地収用法そのものを強権ではなくして、また、よく言われております伝家の宝刀というところではなくして、非常に民主的なりつぱな法律であるというふうに考えております。これは最初から適用するのだからというふうに考えて地元の方にもこれに関するPRを行なったわけでございます。

ただ問題は、地元におきましては従来のいろいろな慣行がございましてあるいは感じがございまして、収用法という言葉を言っただけですではこれはけしからぬということ、初めから反対されるというふうなことがございまして、この収用法の説明につきましても非常に慎重に行なつたわけでございます。大体の地区は収用法の精神をくんでいただいて賛同を得たわけでございますけれども、やはり胸に一物ある人が非常に多いわけでございますので、そういう方々につきましては、そういうことを種に相当おどかさされたというふうな実情がございまして、収用法は、今事業認定を受けておりますところでは神奈川県、静岡県、長野県、小田急の高座渋谷の付近でございますが、そこから小田原付近まで約三十七キロの事業認定を受けております。それからも一つは大阪のターミナル約五万平方メートルの地区につきましても事業認定を受けております。この中で細目

公告をした地域はどこかと申しますと、ロ、モデル地区の一部、相模川の砂利採取の問題と、大阪の都市周辺ターミナルの問題とございまして、これは両方とも裁判の申請の準備中に妥結をいたしました。それから、今後さらに裁判の申請を準備中の地域は小田原市内の一部、これはほんの一、二軒でございますが、がんばりしてきかないといふところでございまして、準備中でございます。それから事業認定の申請中の地域は、現在のところ小田原熱海間、これは現在工事をどんどんやっておりますけれども、中にはやはり一軒か二軒か、どうしてもほかの人よりか二倍ないし三倍の価格でないときかないといふことで、収用法をやらねばならぬというところ、こういうことでございまして、これはどうしてもやらざるを得ないというふうに考えております。これは申請中でございまして、それから豊橋一名古屋間並びに米原一京都間につきまして、現在建設大臣に申請中でございまして、それからその次は事業認定準備中の地域がこれに書いてございまして、東京ターミナルいわゆる東京一品川でございます。それから東京一横浜一静岡間、それから熱海一静岡間、静岡一浜松間、浜松一豊橋間、名古屋一米原間、京都一大阪間、大部分の地域が事業認定の準備中の地域になっております。これはおくれた原因はいろいろございまして、やはり大企業でございますので、慎重に検討しなければならぬということがございまして、まあ多少ルート決定がおくれているというところもございまして、さらに地元の、大体、国鉄がきめたルートには満足しない、これをええろとい

うふうな御意向が非常に強うございまして、そのために認定の申請ができないうふうな地域でございまして、その次は問題の大きな地域としてあげてございまして、これはただいま申し上げました認定準備中の地域にも当たるわけでございますが、多摩川から新横浜駅間約十三キロ、これが中心は川崎市でございまして、ここは立ち入り不能な関係に相なっております。それから浜松市を中心とする地域で約二十五キロ、これも立ち入り不能といふことでございまして、京都一大阪間も約四十キロばかりのうち二十五キロが立ち入り不能ということになっております。それから線路の選定、つまりルートが決定しておりますけれども、調査測量に立ち入りがいまだにできないという地域が原市付近、これは富士川の手前でございまして、約一キロメートルばかり、一キロほどございまして、立ち入り不能、それから名古屋一岡ヶ原間として約四十キロメートルほど、これは名古屋市の西側に先年決壊いたしました庄内川という川がございまして、その川から岡ヶ原との間の四十キロばかりでございます。それから京都一市内在非常にもめておりまして、現在駅に併設ということにいたしまして、途中で川中島ができるというふうなことから、二キロばかりが立ち入り不能になっております。それから大阪の貨物ヤード、これも地元の猛反対に会いまして、約一キロほど、これは一部でございまして、立ち入り不能になっております。

以上のように、用地取得につきましましては、非常にたくさん問題がございまして、この用地を解決するための前提条件と申しますか、あるいは条件が入れられなければ、測量の立ち入りもさせないし、もとより協力させないといふことになりまして、事業準備が全く進めぬというふうな結果に相なりまして、せっかくつづいた法律も使いようがないというふうなことになるわけでございます。これが家屋をちよつと建てるとか、そういうことならばいいのでございまして、線路といふことになりまして、非常に高度な技術を要求されておりますので、センタリが一寸狂いまして、カーブが入らないというふうなことが起こりまして、実際に測量しなければ線路そのものが成り立たないという結果に相なりまして、困ったことではございますが、そういうことにつきましても、早く立ち入りができるようにしていただくということをお願いする次第でございまして、なお、ここに書いてございまして、河川のつけかえであるとか、全面高架にしろとか、いろいろな問題がございまして、そのほかにも土地改良費の負担をしろとか、幹線が通るために土地の改良を急遽しなければならぬ、この金は何百億にも達するわけでございますが、そういうものについても一部負担しろあるいは全面的に負担しろというふうな要求がございまして、あるいはまた税金の問題が非常に大きな問題でございまして、この問題を解決しなければなかなか妥結ができない。たとえば法人にいたしまして、新しい代替物を作りまして、これに対する税金が五〇％も六〇％も取られると

いうような状況になっておりまして、租税特別措置といふことにつきまして、十分なる方策が打ち出されないと、なかなか用地買収もむずかしいといふふうに考えております。

以上簡単にござりますが、一応御説明申し上げます。

○田中一君 この間予算委員会でも何ったときに、用地の方は非常に円滑に買収されつつある、何ら心配はないといふように答弁しておつたけれども、だいたい今度こういう法律が出るとなると、困難だ困難だと説明するわけですね。予算委員会でも議論残つていて、予て非常にスムーズに用地問題についております。計画通りいっておりますという答弁をしておりまして、けれども、

○説明員(橋本巖君) これは私の言ひのは最初から計画いたしましたときよりも、大体全線の六〇〇程度までは非常にスムーズに行くであろうという予定を立てたわけでございます。これは先ほど申しましたような、農村地帯におきましては、比較的純朴でございますので、一般の価格より少し、あるいは皆さんが要求されるものをいろいろ相談の上で、この程度はいかがでしようかというふうに申し上げますと、御納得を得まして協力をしていただけたというふうな実情にござりますが、そういうような、当初予想をいたしました大体六〇〇ない七〇〇までは円滑に進むといふことで、現在の段階におきましては、用地買収は先般御説明いたしましたように、円滑に進んでいる、ただ今後の問題につきましては、家屋その他地上物件が非常に大きなものがございますので、なかなか困難なもの

が予想される。ただこれを時間の制約がございませぬければ、どんどん時間をかけて進むわけにござりますが、何せいな工程に食い込んでいられるという状況にございまして、これらを解決することには相当大きな問題が残されているといふことでござります。

○田中一君 あなたの方の用地購入価格等評定要綱、これを拝見すると、評定の時期は契約締結のときの評定といふことになっております。これのほかにものでもいろいろ食い違いがあるわけですよ。今度はもしこの法律が通ると、価格等評定要綱が相当改正されなければならぬものがあると思つて、その点はどうか考えておりますか。

○説明員(橋本巖君) 今度の法律が通りまして、評定要綱の中身を変えていくといふようなことは、目下のことろまで考えておりません。私の方は、この評定要綱は非常に民主的にできていて、といふふうに自信を持てているわけでございますが、もちろん改むべきものがあれば改めなければなりませんし、特に今回の法律につきましては、さらに評価委員会、評価鑑定制度というふうなものも考えられておりますので、これをぜひとも実現さしていただいて、これができますれば、この取用法の問題も、すべてが非常に満足すべきものになるのではなからうかといふふうにも考えられます。

○田中一君 これはやはり評価鑑定が、一つの、はつきりしなければやりにくいんじゃないですか。われわれが考えているように、評価鑑定というものの基準がでか上がつてから、これを適用した方がいいのではないですか。

○説明員(橋本巖君) 評価鑑定制度はこれは望ましいことでございまして、これができなければできないといふことではなくて、現在われわれが持つております要綱によりまして行ないますれば、さらにこのほかの細目基準、こういったものも持つておりますが、必ずしも現在評価鑑定制度がなくても、できるだけの公平にやるように努めておりますので、この時期が何年かずれるといふことさえなければ、非常に公平に行くといいように考えております。

○田中一君 普通のあなたの方の基準で、普通の所有権と借地権はどのくらいに分けておりますか。

○説明員(橋本巖君) 所有権と借地権につきましましては、これはいろいろ地元の慣行もござりますので、まあ、地元の方で五分々々だとおっしゃる場合もありましようし、七分三分の場合もあるわけにござります。これは借地人と所有権者との話し合いということが中心になりまして私の方からとかくは申し上げておりません。大体所有権者と借地権者の話し合いで解決していただきますけれども、これで解決できない場合には、私も中に入りまして、大体うまく解決に運んでいくといふことでござります。

○田中一君 農地なんかはどういう工合になっておりますか。たとえば地上権——地上権ではないが、永代小作権ですか、こういうものは相当高く評価してござりますか。

○説明員(橋本巖君) 農地につきましては、これはやはりたいたいの借地権と同じようございまして、各地方々々に慣習がござります。七分三分とか、四分六分とか、あるいは五分々々

とかといふふうにござります。小作権をいかに補償するかという問題につきましては、非常に頭を悩ました問題でございまして、地元におきましてはそれぞれその地方の慣行を尊重して、その慣行通りにお分けいたしたくといふことをやつております。

○田中一君 そうすると、市町村あるいは部落単位でできた場合には、それらの条件がその部落々々で違ふことがあるといふのですか。全然同じものもあるけれども、まあ地方々々の慣行によつて分配されていくといふことなんですか。

○説明員(橋本巖君) その通りでございます。

○田中一君 既成市街地の場合はどうですか。

○説明員(橋本巖君) 既成市街地におきましても、やはりそれぞれの慣行に従つてやつていく、ただ慣行のない場合をどうするかといふことがござりますが、先ほど来各公社の方々その他から御説明がございましたように、評価委員会なりその他のいろいろいう中立的公正な機関によつてきめていくといふことを考えておりますが、やはり趣旨は借地権者と土地所有者との話し合いといふことが中心になります。この話し合いを円滑に持つていくように進めております。

○田中一君 営業補償あるいは生産補償と申しますか、予想される利益を何年ぐらいいているのです、大体今までは、たとえば農地の場合には、

○説明員(橋本巖君) 農地の場合は営業補償といふものは考えられませんが、そういう営業補償と申しますのは商売の方でござりますから。

○田中一君 営業補償といふよりも受けるべき利益といふものを何年間ぐらいつ想しているかといふのです。

○説明員(橋本巖君) これは廃止補償と一時休止補償といふふうに、一時の休業補償、こういうふうに分かれますが、大体これは本人がどれだけの利益を上げておられるかといふことに基準がなるわけにござりますが、この基準を見出すのが非常にむずかしいといふことでございます。たとえば税務署に申告されているものと、実際の本人が得られているものとは非常に差がある、さらに私どもの方がそれらを大体勘案いたしまして考えているものと、本人が要求されているものとも非常に差があるといふことでございまして、その営業補償をする場合のベースが高い場合には期間は短くても、本人は大体自分の考えている要求に近づければ何年分であろうとこだわらないで受諾されますし、ベースが低いときには三年分なり五年分なりと申しまして、永久補償しろ、永久補償と申しますれば、六分で還元しても十五年分補償すれば永久補償になるわけにござりますが、そういうことで三年ないし五年といふことを考えておりますが、必ずしも年数にこだわっておりません。本人が幾ら要求されるかといふこと、その補償額に対する補償の方の説明による妥協点といふか、どの辺になるかといふことで逆に年数が出るという形になるのではないかと申します。

○田中一君 これはあなたの補償要綱は非常にこまかく書いてござりますが、けれども、今度の法律の適用によつてそれらのものは改悪されるおそれはない

いでしょね、考えておらぬという御説明がさつきあったけれども。

○説明員(橋本巖君) この要綱に基づいて書いてあることがおそろく改善されるというところは考えられませんが、実はこの要綱に書かれてあることは、その通りをやりまして決して御迷惑をかけるというふうには考えておりますが、現実につきましても、この要綱で計算したものであります。上回った額でないという受給が困難であるというふうな状況に立ち至っております。

○田中一君 今度は御承知のように高速道路、東京—大阪間を作る、その場合にあなたの方ではあまり出し過ぎても困るのです。今度は道路の用地の買取で鉄道用地と同じような基準になつてくるわけです。そういう点の話し合い等は国鉄としてはしないのですか。お互いに協定して妥当な補償というのを考えているのですか。

○説明員(橋本巖君) この問題につきましては、私の方は非常に頭の痛い問題でございます。東京—大阪間五百キロ、一寸の土地も残さないで全部に値段をつけていくというふうなことに相なりますので、非常に責任を感じておるわけでございます。従いまして、この値段をつけます場合におきましても、個々の取引では非常に不公平になるというところも前段申し上げましたが、そこで団体交渉というようにいたしまして、市町村の理事者市会議員、地元の区長、あるいは土地改良区があれば改良区の吏員、あるいは水利組合があれば水利組合の理事、その他もろの有識者、地元の代表者を入れた対策委員会あるいは協力委員会を作つていただいて、そこでいろいろ話し合

いをしておるわけでございますが、個々の話し合いの過程におきまして、たとえばこの市では今学校をやりかけておるとか、あるいは道路をつけたけておるとかある、こういうふうないろいろな事情がございます。それ、それ自動的にならぬ立場から、社会的にあるいは経済的に見ましても妥当な価格が生まれてくるというふうな考えでおるわけでございます。事実またそういうふうになつておまして、国鉄だけが独走した値段をつけていくというところではございまして、地元のそういう方々の御意見を尊重して値段をつけていくというところでございます。

○田中一君 これは道路局の方がいいから何とも言えぬけれども……

○説明員(橋本巖君) ちょっとつけ加えますが、道路局の方々は今後の高速道路の位置その他のいろいろな問題がございまして、土地買収の関係もございまして、いろいろ打ち合わせはしております。

○田中一君 どうです、どつちみち並行した形になると思うのですけれども、高速道路より、まあ何と云つても国鉄の方がやりやすいんですよ。これは借入金ももらつておるし、やりやすいんですよ。しかも独立採算制でやつておるのですから。国が国鉄の用地買収による被害者になるというおそれが多

分にあると思ふんですよ。というのとは、どつちみち立ちおくれしておるわけですから、道路の方が。そういう場合には一体同じような評価同じような鑑定ということでは、あとは時価で評価しますから、何パーセントの値上りになりますか。下がつた場合には下がつたということになると思うのですが、そういう場合どういう工合に打ち合わせしておるのですか。これはちょっと関心しております。

○国務大臣(中村梅吉君) 実際上は橋本次長……

○説明員(橋本巖君) 私が実際にやつておりましたので申し上げますと、名古屋の小牧から西宮までの名神道路につきましても、私の方で現在競合してやつておるわけでありまして、従いまして、この中に書いてあります岐阜県にはまだ入つておりませんが、関ヶ原から西におきましては滋賀県並びに京都府、大阪府に對しましては道路公団さんと十分打ち合わせの上で値段その他よく協定をしておるわけでございます。それから名古屋から東に相なりますと、国鉄が今独走の形になっておりますので、これはなかなか問題が今後残されておるのじゃないかと思つておるわけでございます。一応国鉄がつけていた値段というものが基準になるのじゃないか。ただ問題は道路の特殊性といふものがございます。国鉄は駅が少くないといふことで非常に反対されるわけでございますが、道路におきましてはインフラチェンジなりバスストップといふようなものは、地元に相当の利益がある、こういうことで、値段についての差が多少ありたいと思つておるわけでは、地元に非常にい

い方の面が多いのじゃないかといふふうに考えております。

○田中一君 道路公団の海内さん。○参考人(海内要道君) それで国鉄と並行して支障ありません。

○田中一君 五十万人以上の都市に適する鉄道、これはどういふところを考へておられますか。先ほど電電公社の言つておるような区域のどういふものを考へておられますか。

○説明員(橋本巖君) これはやはり都市交通が中心になっておまして、たとえば中央線の線増にいたしまして、あるいは京浜東北の線増というものも考へられますが、そういういろいろな問題につきましても、やはり人口五十万人以上の都市の都市交通というものの解決ということが中心に考へられまして、大体五十万人以上というふうには押さえてあると思つておるわけでございます。

○田中一君 バス路線はどう考へておられますか。国鉄の方では、バス路線は考へておられます。国鉄のバス路線と申しますのは地方的なものが多いのでございまして、都市につきましても、それは問題がないと思つておるわけでございます。

○田中一君 たとえば東京—小牧間の中央道の問題等、あなたの方は道路運送法によるところの道路だと、こういう形で今まで主張しておつたんです。が、むろん道路交通法の道路だろつと一般の道路であらうと、これはまあ道路に違ひないんですから入るわけですが、そういう計画はないわけですね。

○説明員(橋本巖君) 現在の段階では、道路運送法による道路とか国鉄のバス路線といふものは考へておるんですが、どうしてもこれが必要であるといふことに相なりますれば、今後まあ法律なり政令に入れていただくといふふうな考へ方でございます。

○武内五郎君 その取用される土地の補償は、先ほど田中君が、あるいは田畑についてあるいは宅地等の場合においては地主と小作人との関係、あるいは地主と借地人との関係の補償の場合、その補償費は何か一括払いにして出すんですか。

○説明員(橋本巖君) お答えいたします。この……

○武内五郎君 ちょっと待つて下さい。その場合に、この部分は土地に対する補償だと、この部分は小作権に対する補償であると、借地権に対する補償である、こういうふうな工合にして出すのか、一括して出すのか。

○説明員(橋本巖君) これは、地元の方々の御要望によりまして、小作権は別によこせというところだと、そのように書類を二通り作つて差し上げます。大体地元で対策委員会ができておりますので、そこに一括、各人別の金を差し上げて、そのうち何ぼをお前のとこだといふふうにお取りになるといふところもございまして、これは地元の方におまかせしております。御要望の通りにするといふふうな手続を進めております。

○武内五郎君 あなたの方のお答えは、たとえばその関係地域を一括して払ふんですか。

○説明員(橋本巖君) そうでございます。

○武内五郎君 そうすると、その中に土地の所有者に対する補償費と借地

○武内五郎君 みんながいいんだから、たくさんの人がいいというのだから、おれはもうこの程度でがまんしよう、こういうことになるのですね、不満があるけれどもがまんしようということなんですな。

て、現在よりよくなる程度を百パーセントよりよくなりたいけれども七〇％がまんしようか、六〇％よりくしようかというそのがまんの程度でございます。

○武内五郎君 成果のパーセンテージですか。たとえば農道がある。その農

○説明員(橋本巖君) その通りでございます。これは不当な価格の要求とか、不当なそういう代替物の要求とかいうものは、今申し上げましたように、そういう現在のものよりかはるかにいいものを要求をして、そうしてそ

○武内五郎君　この程度にいたしま
す。

○説明員(志村清一君) 土地収用法によりまして収用された場合とか、あるいは土地収用法の適用を受けられる事業である場合とかいうふうなときの譲渡所得でございますが、これは現行法におきましては、収容されるいは買

○田中一君 もう少し詳しく。
○説明員(志村清一君) たとえば土地

○田中一君 そのうち代替地の場合にはむろん税はかからないということですね。そこで国鉄に何うのですね。これはそこに首都高速道路公団も来ておられますから一緒に聞いていた方がいいのですが。これはこの土地収

ますが、道路事業とか河川事業等のように、明白に土地収用法を適用されるであろうと考えられるものにつきましては、便宜上事業施行者の証明をもつて減税の規定の適用を受けられることになっております。その他のものには

そこで問題になるのはね、たとえばこれ借地というものの対する権利というものは、税法上これは対象になっておらないですね。これは明らかにすればなりますよ。私はこれだけ借地権というもので売ってもらいましたとい

何でもかんでもね。そうすると、その買収でこつそりと帳面なしでやった方

どういふ考えを持っているのですか。これは今事業をする方の側はそういう欠点を指摘しているわけなんです。が、今度の法律改正、特別措置法によってどういふ措置をとろうとするのか含みとしてですよ、——建設大臣は。その

ならばあとのものは隠してかまいません、通常ね、土地を買った場合に。それからもう一つ、二つにお分けなさいということですよ。地上権というのものに對する税は当然かけられる。所得に對してかけられる。その計算の仕方は

に……買った方が帳面に出るわけですね、土地の購買費が。その場合に地上権

んで済んじゃう。これは税務署に教
わったんですから間違いないと思うん
ですよ。そういううなこと、この取用
法にあるところの権利というものはあ
らゆる権利を保障するという建前に
なっていますから、明らかにするため

第十二部 建設委員會會議錄第三十七号 昭和三十六年六月六日 【參議院】

合法的にこれは免除されるのだということになると、やっぱり協力する面が多々あると思うのですが、そういう点は今度の法律改正によつてどういう工合に措置されようとするのか、私、事例たくさん知っているのですよ。現在でも、もう土地を売ったものの税金は鼻くそみたいな税金でいい。それから

診してみしたら、与党、野党とも賛成の意見の人もあるし反対の意見の人もある。反対する論拠はいろいろ違います場合もありました。しかし反対の空気も相当あるようですから、われわれとしては将来の懸案にしておきたいと思ひまして実は明確にしなかつたやうなわけでございます。

地上権と土地の佃権というものを分けてやつて、土地の価格を低くしてやると、相手が今度また坪五万円で買ったものを、総体に一千万円で買ったとすれば、そうしてくれるなら五十万円で引

○田中一君 その点についてはあした宮崎君でも来てもらつて――宮崎君じゃない、だれだろう――その担当の人を一つ呼んでいただいでよく聞いてみますからけっこうです。

きましようと思ひますよ。ばかばかしい税金取られるより買った方に安く売った方がよいということになるのですね。そういう非常なこまかい問題というが、当事者にとってはえらい問題ですよ。二万、三万でもよいほしいと

○国務大臣(中村梅吉君) 大蔵省は大体税を減らすことは反対で、大蔵省は反対意向でした。しかし政府部内、国会関係どうかと思ひまして打診をしてみました。どうも両党とも内部にやはり議論があるようですから、まあ將

いうときに、税金は払わなければならぬけれども、しかし払わぬでもいいのだということが合理的に合法的になされれば、これはもうそういう意味の協力がふえてくると思うんですが、どう考えていますか。

来の検討にまかした方がいいんじゃないかと思います。用地取得制度調査会からはそのくらの待遇はしてやっただいいじゃないかという答申はありましたけれども、われわれとしてはまあ国会内の空気的情勢を打診しまして見

○國務大臣（中村梅吉君） 実はこの特

別措置法の立案段階におきまして、できるだけ今難航しております用地取得が楽になるようにという意味でもございまして、私どもとしてはできればこの特別措置法適用分については、現在では先ほど御説明申し上げましたように一般の売買よりも課税対象が半分に半減されるわけですが、その分もいっそううなにして、税なしにしたらどうかということも考えまして、できたところの原案の中に特別措置法の一部改正を入れたらどうかとも考えたんですが、いろいろ国会関係の意向を打

○委員長(稲浦鹿麿君) ちよつと皆さんに申し上げますが、参考人の方にまだ質疑ございますか。もうなければ引き上げてもらおうと思ひますが。

○武内五郎君 用地買収は大体どこでも同じことだと思ふ。高速道路でもほかの電気事業でも同じことでありますが、国鉄さんも同じように聞いているものではないのですが、先ほど補償の場合に、その補償は大体、農道あるいは用水道のいろいろな障害が起きるのを復元させるだけの点で御補償いただけたのか、それともそれより改善された

形で補償されているのか、その点はどうですか。

○説明員(橋本巖君) 一般的に申し上げますと、この用排水並びに農道というものに対するいわゆる補償につきましては、改良された形で要求されるのが大部分でございます。従いまして法律からいいますと、大体もあつたもの

をそのまま復元するというのが一応の建前になっておりますけれども、やはり御迷惑をかけるということもござりますので、御要望の方も現在のものよりかさらにいいものを要求され

と云うふうになっておりますので、結果といたしましては、まあ相当よくなったものが生まれてくるというふうな状態はなっております。ございます。

○武内五郎君　大体そういう用地買収

等の場合に計画がスムーズにいけば全くとんとんいくのでしょうけれど、最低時間はどれくらいで、最長時間はどれくらいですか。

○説明員(橋本慶君) 新幹線の例を申し上げますと、一番長いので一年半、

短いのもやはり三カ月ないし四カ月

というのが大体の折衝にかかる時間でございます。

○武内五郎君　たとえばあなた方の言葉をもそのまま使つて、不当な要求、あるいはごね得、ごねる、こういうようなものがあつて、それがいつまでもそこに腰を据えて動かなかったというふうな場合に、多くの例を見えますと、ごねている者が幾らかやはり得をしてゐるのうに見えますがね。それは私どもの方で考えれば、ごねる理由があつて——この言葉はあなた方が使つた言葉だから私はそのまま使いますよ。

ごねる者があって、そしてさらにごねる理由があって、それが交渉の過程でいれられなかったからごねているんだと、こういうふうに考えられるんだが、その場合に最後に解決する場合、ほかの人よりもよかったというよりなことは、やはり一般に解決した場合に正当な解決じゃないんじゃないかと、こう考えられるんだが、その点はどうなんですか。

○説明員(橋本巖君)　そういふ場合があり得るのでございますので、実はこの収用法につきましても手続を簡略に

いたしまして、早くこれを取っておきまして、そうしてどうしてもお聞きにならないと、第三者が見ましても、あるいは地元のほかの方々が見られましても、当然あれはごねているのだというところが出てくるわけでございます。

そういう人に対しては、やはり時間をかけないで早く適用をいたしまして、皆さんと同じ価格で妥結をするというふうにしなきゃならぬと思います。新幹線につきましてはまだその事例がございませんで、全部手続はいい

たしましたけれども御承知を願つたと

いうことになっております。今後はわかりませんが、相当これからは足元を見られておりますので問題が起こってくるのではないかと。その場合に、やはり皆さんがそうおっしゃるのに、一人や二人がきかれないということはありません。得ないわけでございますので、その場合にはやはり公平という立場から運用を考えなければならぬというふうに思っております。

○武内五郎君　どうもあなたの御答弁はふに落ちない。土地取用法というものは収用される人の所有権やそれに

付随したいろいろな権利を保護する——ところがそういうような事例がある場合に、結局土地収用法を利用している、そういう不当な要求をしている者に対しては、あなた先ほどちよつと申しておつた言葉ですが、伝家の宝刀ではないけれどもという、そういうよりなお考えであれば私は非常に間違いないじゃないかと思うのですが、どうですか。

○説明員(橋本巖君) 先ほど私が申し上げましたのは、収用法は伝家の宝刀ではないということを申し上げたので

ございまして、もし伝家の宝刀といふ
ふりに考えているというふうにおとり
になりましたなら、これはそうじやな
いということにしていた方がいいと思
います。私もともとから、収用法は伝
家の宝刀でなくして公平な立場で所有

権を保護する法律であるというふうに考えているわけでございます。従いましてわれわれが考えました考え方と相手方が要求されている要求とが一致しない場合には、やはり公平な第三者という立場からさばいていただく、見て

ただ、くという感じがいいんじゃないか

ろろかというふうに思うのでございませう。そしてその場合には、やはりこの法律というものがありますれば、この法律によりましてやつていただくというのが一番公平じゃないかというふうに思うわけでございます。

○武内五郎君　どうもあなた方が土地を買収する側にあるにもかかわらず、その趣旨が十分理解されていないと思うのだな。これはほんとうに使う人の考え方だと思いが、まあ、いいです。

○委員長 稲浦胤蔵君　参考人の方に質疑のある方は御質疑を願います。

を濁しておつて、私は、その二つだけがそうなるのだ、ことにその既成市街地の非常に困難な、非常に地価の高いところ、利用度の高いところを中心にしてやるのだというふうな私たちが氣持を持っておつた、それならやむを得ぬ、ところが出てみると、御承知のようにこれだけ有象無象便乗されているものもたくさんあるということなんです。そこでこれは二つの公園の仕事ならばこれはしなければならぬと思ふのです、實際のところ、被収用者がそのかわり損をしてはならぬのです。ただ反対すればいいというだけではとどまるものではないですからね。そこでどういふ工合にこれができたら持つていきますか、たとえば首都高速道路公園について言わしてもええ、あなたの方ではいふん計画が未熟です、はつきり言ひなれば、というのはまあ八路線の計画というものは、われわれ参議院の建設委員会に対してすら、計画された陰謀的な秘密裏に作成されたものだったのです、この間、これは中村さん、そうなんです。そして突如として新しい法律を作るのだというところによって明らかにされていく、全貌が、そのときにはもはや抜き差しならぬような計画になって、われわれが知らないのですから、地元は全然知らないのです、で、われわれはこれに反対して法律案はできたわけですから、さて実際に仕事をやってみると、人を見つけて、収用の人を見つけてやるか、あるいは部分的にやるかということ、まあ藤本君東京都庁出身であり、かつ用地買収の方のベテランであるかもしらぬけれども一向どうにもならぬ、頭をかかえているわけです。だ

から先ほどあいう声大にしているこの法律の成立の一日も早からんことを願っている、これはほんとうの眞情です。だからといってあれが通つた場合一体どうするかということになりますと、あなたも自分でこの補償基準は相対しているものであつて、これでなぜ反対するのかわからないという不満さあななは持つておつたと思ふのです。しかしこの法律が通つた場合には、逆にえらい高姿勢になつてびしびしと都民をいじめるのじゃないかという懸念を私は感ずるのです、これこそというのであつて、そういう点はどうか。これは建設大臣からも伺ひたいのですが、どうしても必要なものはやはり道路の問題です。鉄道関係の問題もむろん入つておられます。一体どういふ工合に運用していきうかというのですか、うんと高姿勢でびしびしやるつもりですか、それとも再三今まで質疑があつたように、網をかけずに一応低姿勢で買収交渉が始まつて、まあそれが何月かどういふことになるか知らぬ、時間的にはわからぬけれども、とにかく急いでいるのでしよからある時期にきたらぱつとひっくり返して、こういふどうかの材料にあなたはするのではないか、どうかの材料にした場合には、ますますこつこつと権力法に對するところの国民の反対というか、不信感が強くなつてくるんですよ、私は政治は信頼感だと思ふ、それを非常に懸念するわけです。そのうちのどうしてもやつてもらつていいといわれていゝ、首都高速道路公園の仕事というものは当然やつていい。いいが、有利な買収、いわゆる安い買収をするための

手段にこの法律が用いられては困るといふことなんです。土地収用法は伝家の宝刀ではない、私はそう見ているのです。これは一応あつた土地収用法という法律は使われない方がいいということばかりです。しかしもしや国とのか事業の主体の権力主義といふか、これをもちつて収用していきうか、旧収用法の精神が運用の面に現われている以上、私は全面的に全部これを適用して使つて、そしてまず判決例を求めろと言ひます、判決例を。判決例が出れば、あるいは訴訟も起こして裁判所の判決例が出ると、これはもう土地収用法というものは使われないのです。それをしないで、やはり伝家の宝刀のな使ひ方をして、以上、相当大幅にこの法律を適用する、今税金の問題も特別措置法で軽減されるんだと、半減されるんだといふことになつておりました、これもはつきりさして、一つの判決例を求め、裁判所の判決例を、これはどの場合でも判決例といふものは相当次の判定のための資料として重要な資料となることだ、そうですね、中村さん、そうでしょう、それならばそういうものを私は八路線、東京都の場合の八路線、首都高速道路の場合の八路線、全部かけてしまいたいといふくらいな氣持を持つてゐるのです。それであなたの方で買収したものを準備として、同じような条件でありながら安い高いはあるのです。人間がやはり判定するのですから、鑑定人だつてそうなんです。収用委員だつて人間です。人間も何ら基準がない、何ら、収用委員の頭の中の構造もいろいろあるのです。利用という面を十分に知っている者は、利用したら

値打ちがあると云うのです。所有している者は所有だけしか考へておらないのです。同じ土地でも土地を利用する、おれはこれをもつて鉄工所を作るところだ、材木屋をやつたらどうだといふ考へ方がないのです。おのおの人間の、土地収用委員の頭の中の構造が同一じゃないといふことです。だからまぢまぢになる、まぢまぢになつても、一応法律で定められたところの制度によつて下された判決例といふものは、これは積み重ねることによつて法律に対する信頼感が生まれてくるのではない。そうすればもはやこの土地収用法といふものは使われないでいい段階です。それこそうんと悪い意圖を持つ連中だけに適用すればいいという段階がいずれくるだろう、それまではお使ひなさいと言つてゐるのです。従つて首都高速道路公園、この法律が成立したら全面的に一網にかけるといふつもりはないといふような、この間理事長も言つておつたけれども、どういふ考へを持つて運用するの。もう一べん言ひます、これが伝家の宝刀的な役目を果たすといふことならば、ほんとうにもう刃のやいばなんです。あふなくてしようがないです。ましてやこれはもつと、藤本君を非難するわけではない、あなたはやはり長い間東京都の役人であつて、都民とは親しんでおられるだろうけれども、何といつてもあなたに對する不信感はあると思ふ、都の役人といふものに対して。そういう点を僕は心配して申し上げるわけなんです、あなたは、両公園のこの法律が成立すると同時にどういふ工合に使つていきうとするか、また建設大臣としてはそれらをどういふ工合

に、火遊びの好きな子供たちにやいばを持たして、都民、国民という善良な人たちにけがをさせないような運用ができるか、という点についての一つの考へを伺つておきたいと思ひます。

○参事人(藤本勝彌君) 首都公園の八路線について、収用法を全面的に適用する考へがあるかどうか、従つてこの特別措置法についてもどういふ方法で立つかという御質問の意味に承りましたが、御承知のように首都高速道路公園は都市計画事業八路線が全路線決定しております。従つて収用法上に基づくところの事業認定は全部済んだとみなされております。言いかえすれば首都高速道路事業は全部収用法上の対象の組上にも乗つており、その内容がもうすでに適用されておる、かようにわれわれ解釈しております。

○田中一君 その通りなんです。解釈じゃないんです。

○参事人(藤本勝彌君) その通りでございまして、従つて今後の問題は土地細目公告以後の問題が収用法上の問題になつておるわけでありまして、この点につきましては、土地細目の申請はできますけれども、裁決申請をする場合におきまして、現行の収用法上ではどうしてもそれに必要な図面、書類調書、そういうようなものが現地にやはり測量を入れなければできない、こういう關係になつております。それが今度の新しい措置法に基づきますれば、そういうことにつきましてもそれを妨害されたような事例があつた場合には、そういうような措置も法上許容されておりますので、そういうような点につきましては早くこの特別措置法ができますならば、実効ある収用がある

いは買取、こういう問題が進められる
と思ひます。なおどうかつ的に使うか
とかいうようなお話がありますが、お
話にもありましたように基本的にはや
はり民主的に進めるというところでござ
いますので、ある一定期間、これはも
ちろん事業計画、年事業等にらみ合わ
せまして、そうしてできるだけ早く開
係住民の方々に内容等を御説明し、御
懇談を何回も開きまして、一定の時期
が来ますればさきそくにでもこの法的
な措置をとって、そうして事業の進捗
に役立たせたい、かように考えてお
ります。

○参考人(宮内閣一君) 私の方も大体
同じような考えでございしますが、この
法律が公布されてから三カ月以内
でございすか、いろいろ関係の政令
等を準備し、運用の準備ができてから
やるというふうになっておるようでござ
いますので、その間建設大臣その他
の方にも十分御指導を仰ぎまして、こ
の法の趣旨に沿うた運用ということに
努力したいと考えております。

○田中一君 藤本さん、民主的とい
うのは何です、民主的運営というのはど
ういうことをするんですか。

○参考人(藤本清露君) この公団の
用地事務の進め方につきましては、当
初の基本方針は東京都、それから地元
の区と、それからわれわれとでもって
基本的には協議会というものを各区ご
と——実は私の方は十三区全体では関
係しておりますが、各区ごとにそうい
うようなもの、あるいはそれに類する
ものを作りまして、もちろんそれには
関係利害者も多数入つてもらつて、そ
うして基本的な問題あるいは大事な問
題、隘路になる問題、こういうような

問題についてよく話し合つて、そうし
て仕事を進める、高速道路を自身に
ついては、実は高速道路が不必要だと
いうようなことについては、現在ほと
んど東京都内に限る限り異論がない
のであります、線形、構造、用地の補
償額の増減、こういうような問題につ
いてはよく方針なり運営をPRといひ
ましてよくか、懇談し、内容を説明し
て仕事を進めてゆきたいと思つておりま
す。一定の段階で具体的話を進めて
そうして相当の程度の方の御了解なり
お話が進んで、仮調印というやうな
ころまでいっても、なおかつ問題が進
まないというやうなことの見通しの段
階におきましては、やはりどうしても
この法的措置をいたさなければ期限
に間に合わないというやうなことが出
てきますので、この法の制定を待つて
おる、こういうやうな次第でございま
す。

○田中一君 PRは今度は義務づけら
れているからやるでしようけれども、
私はその前にもうこの際建設大臣なり
あるいは政府なりが打つべき手がある
んではないかと思ひます。というの
は今度の法律は、いよいよどうにもな
らなくて、ごね得をやつつけるとい
うやうな建前で立案されているな
らば、これは大へんな間違ひなん
です。そういう建前でこの立案をなさ
れたら、都民のあなた方——憲法二十
九条によるところの財産権の問題、こ
れをPRしてそうしてあなた方のため
にこれはなされたんだというにま
で、高いところからものを見なければ
いけないと思ひます。その意味で
従来通りな買取交渉的なものを一方
やりながら、反対をする者をやつつけ

るといふやうな印象を国民に与えては
いけないというやうなことです、そう
なつて得ないというやうなことです、
またそういう受け取り方をすると、
す、反対する者は、反対というの
んというの意味の反対か、金をよけい
に要する反対か、いろいろの反対の
要素はありましようけれども、それ
をも含めてあなた方のためにこうい
う立案がなされたのだ、ということの
PRをしなければならぬと思ひます。
おそれる場合でも、どの政党の中
でも、どの集団の中でも決して満場一
致なんという形はなかなかとれるも
んじゃないんです、それは完全に信頼
されてこそ初めて満場一致の形がとれ
るわけですから、そこで今の民主的な運営
というもので、買取交渉を行なう場合
のPR並びに納得という形を話を進め
てゆくでしようけれども、その前に打
つべき手があるんじゃないかという
んです。高いところから純粹な気持ちで
それを理解させることがPRなんです。
そうして中の反対はすべて条件的な反
対です、おれはこうしてくれ、あし
てくれというのはこれは反対じゃない
んです。それには協力した者が少し
も高くもえらんだ、非協力の者は取
用委員会で裁定は低いぞと、こうい
うやうなどうかつをつい使いたくなる
んです、また使わなくても言外におわ
すのが今までの用地の係官です。それ
はわれわれが何かの土地を選ぶ場合
にもそうです、二つあれば一番都合が
いいんです、どちらかをたたく。これは
子供たちに対してもそうです、子供
たちを教育の面において、お前はいい
子だ、お前は悪い子だと言つて、悪い
子はいい子に持つてこようという考え

を持ちますけれども、そんなことはも
う古いんです、みんながよくなる正し
さ、これが正しいんだというのをPR
しなければいけないと思ひます。
それにはこの法律ができた場合それ
を政府なり建設大臣なりが、これに
対するところの確固たる信念で、あれ
方のためにやるんだ、同時に賛成派
反対派も条件派も一切を含めて、一
べんこの取用手段によつて仕事をな
てみるというところが、私は先決問題
だと思ひます。一つの判例を求め
るためにも……徹底すれば何も訴訟を
起こさぬと思ひます。それこそ一網
をさく、そうしてそこから納得とい
ふものを見出してゆく、賛成する者、
おそれる賛成する者は人間的には、藤
本君だつてそうです、この補償にもあ
りますけれども、この条件に合わない
のは理事長がこれを裁決する、公団で
も総裁がこれを裁決する、それはブラ
スアルファです、この人は大へん協
力してくれましたばかりか、こうだ、
ああだ説得してくれました。ちよつと
色をつけようかと言つてそろばんのけ
たをばつとほじけいはいのですから、
そういうことがあつちやいかぬと思
ひます。これも不信心です、得をし
た印象を与えてもいいけない、むろん損
をしたという印象を与えてはいけませ
ん。とにかく損も得もあつちやならな
いと思ひます。これはまあそれで
いいですよ。一けた上げるからとい
えば飛びつく人もあるかもしれませ
ん。そういうことでは完全に仕事ができ
るものじゃないですよ。ことに事業の主
体は建設大臣が一切用地を担当するな
らうぞ知らず、国鉄もやる、道路公団
もやる、あれもやる、これもやる。と

ところが今日の土地価格というものは、
宅地を要求する諸官庁の窓口が多過ぎ
るためにこうした地価の値上がり
させているのです。私は今の証券会社
もそう思ひつてゐるんですよ。投資信託
というものがあつて、これはかりに株
式を一つ放出すると、そうすると投資
信託の証券会社お互いが全部つり上げ
ておる。これは資本主義の究極の花と
するならばこれが悪いと申し上げるん
ですよ。景気がいいというのとは根の
ないもの、同じように宅地なんとい
うものは重要な公益のために用いら
なければならぬ性質のもの、要求官
庁が多過ぎるからこその地価が上がる
んです。そういう政治をとつてゐる以
上、これは建設大臣はやはりこの法律
が実施されたなら、その前にまず一網
をかけて、一網をかけるというの、一つ
の事業を賛成も反対も条件も何もかも
みなひつくるめて正しい判定を求めな
ければならぬということなんです。そう
するところの方が先ではないか。むろん
今までの参考人、学者等も来ていただ
いていろいろ話を伺つてみると、これは
やはりどうしても承服できない者に対
するところの法の適用が正しいのだとい
う見方もございまして、けれども、私
はこの段階になればもう判例を求める
意味においても、あまりに、国民の持つ
主権と申しますか、それが大きく評価
されて公益の面というものが多少陰に
隠れてゐるやうな現段階からみて、そ
ういふ施策こそ望ましいと思ひます
が、建設大臣、どうお考えになります
か。

○国務大臣(中村梅吉君) この法律は
御承知の通り、この法律の適用を受け
ようとするものは土地収用法の適用で

この法律は

この法律は

個々にやっていると違ひまして、個々の家なり個々の所有者に対して特定公共事業として適用させよう、こういうのじゃありませんので、たとえば道路にいたしますれば、一定の区域から区域について特定公共事業として取り上げるかどうかということになる。そうして公共用地審議会で審議をしまして、もつともであるということになれば、その部分全体が特定公共事業に決定されるわけでありまして、そうしますと、ちょうど土地収用法による事業認定と同一の効力が発生しますので、それから先の運用を、たとえば折衝のつくものはつけてそうして片づけていくのがいいか、あるいは全部を最初からもうこちらが査定をして裁決申請をしていくのがいいか、これらは今後の運用にわれわれ待ちたいと思います。同時にこの特別措置法を適用いたしますと、話し合いでいく場合でありまして、たとえば現物給付とか、あるいは生活再建対策とかいうようなことは、話し合いの段階で出てくる問題で、裁決の場合に行なわれるかえ地、あるいは家屋、住居の供与、こういう部分以外に話し合いでいきますと、この特別措置法を適用することによって被収用者の側も利益がある場合があるわけでありまして、まあ初めから特定公共事業になったものについて、全員今お話のように、補償裁決の申請でいくかどうかというところについては、もう少しこれは実績を見て考慮をしていくべきものではないかと思ふのです。まあいづれにいたしましても非常に母法である土地収用法でいきましたよりは、速度を早めるということとは間違ひないのでありまして、そのやり方については

いろいろ法律の運用上今後実施機関におきまして、またこの法律を所管する建設省としましても検討いたしましたし、遺憾のないように一つ努めていきたいと思ふのです。

○委員長(稲浦鹿藏君) 参考人に対する質疑は大體これで終わることになります。参考人の方は大へん御苦勞さまでした。

しばらく休憩します。

午後四時三十七分休憩

午後五時五十二分開会

○委員長(稲浦鹿藏君) 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

公共用地の取得に関する特別措置法案について質疑を続行いたします。

ただいま厚生省から聖成環境衛生部長、石橋水道課長、農林省から富谷農地局参事官、運輸省から板内航空局監理部長、通産省から藤岡企業局工業用水課長が出席しております。

質疑のおありの方は御発言願います。

○田中一君 最初に運輸省の航空局の方に伺いたしますが、今回提案されている公共用地の取得に関する特別措置法、これに関する公共用地取得制度調査会からの答申に、あなたの方の所管になっているところの国際空港が特定公共事業として指定されておりますが、そこで当面国際空港として考えられていたものは何であるか、最初にそれを伺っておきます。

○説明員(板内一彦君) 現在国際空港として指定されておりますのは、東京国際空港と大阪の大阪国際空港の二カ所でございます。

○田中一君 現在土地収用法によって係争中というか、収用委員会の裁定を求めているところはないですか。

○説明員(板内一彦君) 現在のところさうな案件はございません。

○田中一君 今までのものでは土地収用法による裁定を求めた案件はございませんか。

○説明員(板内一彦君) 三十五年度に日本特殊鋼関係の用地について求めたことがございまして。

○田中一君 裁決はどのような結果に終わったか、それまでの経緯を一つ説明していただきたい。

○説明員(板内一彦君) 裁決の手続中協議になりました、協議で買収いたしました。裁決の金額をもとにして協議で買収いたしました。

○田中一君 その経緯を説明していただきたい。

○委員長(稲浦鹿藏君) 田中君、吉田飛行場課長が見えております。

○説明員(吉田俊朗君) 滑走路着陸帯の整備の進捗に伴いまして、その下に日本特殊鋼の土地がありましたので、それについて買収を交渉いたしましたところ、先方では土地収用法にかけ、その裁決に従う場合においてのみ売り渡すということを言われまして、それによって手続を進めて参りました。それから、その着陸帯外の日特の土地に対しても、残地といたしまして同様の措置を行なったのであります。

が、予算の時期の関係で、裁決金額について双方とも異議がないということになりまして、裁決の手続をすることになりまして、裁決の金額は協議の、契約に基づいた売買ということ、裁決の場合に取り決められた金額

を使ひまして、契約したということになっております。

○田中一君 日特並びに渋谷商事の兩者との間の収用委員会に対して申請した補償額、並びに被収用者の側から申し出たところの補償額、それから協議によつて取り下げた後決定したところの契約額等の詳細を説明して下さい。

○説明員(吉田俊朗君) 実際の収用のこまかい資料につきましては、ただいま持ち合せておりませんので、田中先生のおっしゃる資料はあすにでもすぐお届けしたいと思ひますが、いかがでございますでしょうか。

○田中一君 よろしくございしますか。

○委員長(稲浦鹿藏君) あす何時ごろ。

○説明員(吉田俊朗君) あす何時でもけっこうです。

○説明員(志村清一君) 田中先生の御質問に關しまして、私どもの方でわかつております範囲内で申し上げますと、羽田空港の拡張問題につきましては起業者側と相手側との主張が違つておつたわけでございますが、相手方は残地をも収用してほしい、残地補償ではなくて残地収用をしてほしいというような要求を出したわけでありまして、その金額については、はっきりした金額を示しておらぬように承知いたしました。

○田中一君 またたまたま申し上げましたのは原野の關係であります、そのほかに宅地が約二百五十坪ほどあつたわけでありまして、それにつきましては、相手土地所有者は反対という主張でございまして、金額については明示してないように承知いたしております。

○田中一君 志村君が言っているのは、最初の申請に対する時期の時分のことでしょう。協議して決定した額はどうかして、協議が成立して決定した額。

○説明員(志村清一君) 先ほど運輸省の方から御説明がありましたように、さうなことで起業者と相手方と同意が得られなかつたので、裁決をお願いしたわけでありまして、裁決額といひましたのは原野の分が十二億一千二百四十九万七千八百八十三円でございます。宅地の方が二百二十万二千八百九円でございます。

きめられたわけでございます。それに基つて、その数字において協議が相整つたというふうに先ほど運輸省からも御説明があつたというわけでございます。

○田中一君 裁決がさうであつたから協議が同額で済まつたのか、あるいはさうでなく、収用委員会の裁決というものでないで、任意買取契約が結ばれたのかどうかという点です。

○説明員(吉田俊朗君) 任意買取の契約を結びましたけれども、その金額は裁決のときに決定された金額を使つたのでございします。

○田中一君 その理由は、どちらからさういふ申し出をしてきまつたのですか。

○説明員(吉田俊朗君) それは国の予算時期に關係ございまして、詳しい資料はのほどあすお届けいたしますが、ただいまの記憶によりますと、三十四年度予算を使ひなかつた三十五年度に金を支払わなければならぬというので、裁決の効果が失効するといふやうな關係があつたように覚えております。

おそらく今後とも国際空港というものの性格上、ことに機体の整備といひますか、大型化する傾向から見て、ある

どうしてそういう開きがあつたのです。あなたの方の評価の間違ひがあつたのですか、それともどういう経緯で

いって承服しているという姿は、ちょうど同じような経緯があるんですよ。建設省に鳴子ダムというのがありまし

○田中一君　ちっとも変わってないんですね。

ども、これから、おそらく日本の置かれる地位からいっても相当伸びると思うのです。その際に今説明されたよう

な——もつとあなたの方にはそんなたくさん、航空局としては航空基地、いわゆる空港以外にないと思うから、あまりそういう事態はないと思うけれども、少なくとも建設省が決定してあるところの補償基準もありましたし、たとえば農地等を中心とした電気の補償基準もできておるわけです。それらのものを勘案して、やはり国民の前に、かくかくの物件あるいは権利というものはかくかくに補償するんだという基準を作ったに違いないと思ふんです。国並びに公共団体等、あるいは政府機関等、十幾つの起業団体がこの法律を使うわけなんですけれども、その際に、首都高速道路公団等、明確に国民のための権利を守る十分な補償基準を持つていられるところもあるんです。これは土地収用法なんという法律は、あなたの方ではあまり興味もないし、まあお調べになっていないかもしれないけれども、ほんとうに建設省も昭和二十六年にこれができたときには、国民の権利を守るための土地収用法という形になっておったんです。旧法は、御承知のように皇室とか神社仏閣、軍隊等に重点を置かれて、都知事の裁定によって価格はきめられた。そういうふうな全く収奪法であつたわけです。その反動として新しい憲法のもとに国民の主権というものが認められて、そしてどこまでも建設省のこの土地収用法の精神というものは、被収用者の側に立つて立案成立したものであります。それだけにいろいろ問題が多いと思ふ。しかし今後とも、あなたの方ではせめて評価鑑定の方法はどうするんだと、むろん部内では予算を編成する關係上あなた自身が一応責任持たな

ければならぬ。しかしそれでもその正確さを期するためには、これは外部の者を入れることは非常に危険な場合もありましたけれども、一応そういう制度というものを設けようとするかしないか、あるいは補償基準というものを、たとえばなんの例がありますから、こういう場合にはどうするんだというふうなことを十分に検討しておかねければならぬと思ふのです。そうして、こういう面があるわけです。それを使うためにあなたの方に十分なる心がまえがなくてはならぬと思ふのです。それは課長さんたちにそれを伺つてもどうにもならぬけれども、少なくとも私がここで申し上げたことによつて、あなた方が受け取る気持を一つここで表明していただいて、それを局長なり大臣なりにじかに伝えていただきたいんですよ。私たちは、国際空港の国際的なものは社会的な地位はわかつておりまして、けれども、何といつても大型化してジェット機に変わつてくるといふ現段階から見た日本の国民生活というものが、非常に脅かされていくことは、あなたも知つておる通りですよ。羽田がいよいよどこかいいというものでなく、どこにしても相当国民の生活環境をよくするというところに重点を置かねばならぬと思ふのです。それには一ついつても被収用者はここに飛行場の拡張は困るのだという意思表示が強いと思ふんですよ。高く買つてくれれば自分の土地というものは手放してもよいという気持ちの前に、そんなものをやられたんじや、残地収用の場合でも、日特がちょうど同じくらい規模のものを残地を買つてくれなくて、

これは残地と言えないんですよ。まあ日特の工場の用地の一単位から見た場合には、狭いといふことを日特が言われるかも知れぬのですけれども、何万坪が残地という認め方はなかなか困難だと思ふんですよ。しかしそれもあると、日特が残地を買つてくれと言つたことは、おそろく自分の工場の一単位の規模、一工場の一単位の規模ですね、並びにそんなところで自分のところの労働者が生産できないのだといふところ、それに大きな重点があると思ふのです。それが二億円の申請が十二億になつたから非常に得をしたやうな気持ちで日特は満足をしたかしらぬけれども、おそろくそこに飛行場がないとしたならば、もつと評価が高いかもしれぬといふことも考えられるわけなんです。従つて十分に、そういう点は国民の不信感を買わないやうな施策を、今のうちに準備しておくといふことが必要だと思ふのです。どうお考えになりますか。

○説明員(堀内一彦君) ただいま先生からお教へいただきましたことに同感でございます。私、局長その他上司によく報告いたしまして御趣旨に沿うようにいたしたいと思ひます。

○田中一君 資料は要りません、僕はみんな持つておりますから。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 国際空港について御質問の方はございませんか。—それじゃ国際空港の質疑はこれで終わりました。

次に厚生省から聖成環境衛生部長が見えております。

○田中一君 この公共用地の取得に関する特別措置法案、今上程されておりますが、この法律の適用がここに六の項で、「河川法が適用される河川若しくはその河川に設置する政令で定める主要な治水施設又は広域的な用水対策を緊急に講ずる必要がある地域に給水するために設置する政令で定める大規模な利水施設」という規定がなされておりますが、厚生省が主管する事業としてどういふものが該当することになりますか。

○説明員(聖成稔君) 上水道事業でございます。

○田中一君 そこで従来こうした特別措置法という形で母法であるところの土地収用法から、まあいわばある意味においては後退しているやうな形になっておりますけれども、こうしなくちゃならなくなつたといふ理由を一つお聞かせ願ひたい。

○説明員(聖成稔君) 従来は大体水道事業におきましては、水源を当該行政区域内に確保いたしまして、その管内で導水することができるといふやうな状態でございますが、次第に水源が枯渇して参りましたので、どうしてものから相当地域の地から導水路をもちまして水道用水を運んでこなければならぬ。こういう事態が予想されておりますのでここに規定することにしたわけでございます。

○田中一君 従来、大体において上水道もあまり困難がなく今日までなされておるやうに見受けられるのですが、どういふやうな大規模のものを計画されておるのですか、計画されておるものがあればそれをもつ資料でお出し願ひたい。

○説明員(聖成稔君) 大体私どもで考へておりますのは、一日十立方メートル、と申しますと大体三十万人分の

給水をするやうな相当大規模な導水路を考へておるわけでありまして、今具體的には東京都、横浜市、川崎市、あるいは大阪、神戸、名古屋等ございまして、それで先生ただいま御指摘のやうに、従来はあまり水道では実問題としてトラブルは少なかった、ほとんどその例を見ておらないのですけれども、これからの都市水道はたゞいま申し上げますやうに、相当大規模のものでかつ遠隔な地に水源を求めまして、たとえば現在問題になつておりますやうに、東京の水道も小内河内ダムの完成によりまして、もう多摩川の水はほとんど百パーセントに開発し尽くされてゐる、これからはどうしても利根川の水を持つてこなければならぬ、かやうなことになるかと、直接その受水をお願いしません、たとえば群馬県、あるいは埼玉県等の地域を通りまして東京まで導水しなければならぬ、こうした問題がこれからの新しい問題として予想される、こういうことだと思ひます。

○田中一君 水資源公団ができる、今度相当よろしいものが計画的になされると思ふのです。そこでどうして上水道と工業用水道、こういうものは個々別々の計画になつて立てられておるのですか、それとも工業用水、それから飲料水、上水ですね、これらのものの事業計画、それから年度、地点、水源等が公平に分配されて計画されておるのか、両方から伺ひます。

○説明員(藤岡大信君) 工業用水道と上水道と同じに計画される場合と、別々に計画される場合と両方ございまして。ただいま最初に先生がおつしやいました水資源開発公団のごとき場合

は、同じに計画をいたして相互に調整をしながら計画を進めるというような場合であろうと思いますが、現状で工業用水道というのは御承知の通りごく最近始まった事業でございますので、非常におくられておると、このおくれを取り返すといいますが、工業の発展に必要の水の量を確保するというところに、現在いたしましては非常にきつうきつうとしておるといふ状態でございますので、上水道のように十年とか、十五年とかという先の水の量を確保するというところで計画の中へ入れ、という計画内容には現在いたしておりませんので、緊急、必要な水の需要についてその必要量を満たす、というのが現状としては精いっぱいのごとでございます。先生のおっしゃいました水資源開発公団等のごときのも、上水道の計画に合わせて将来需要を一度に解決すべきものと考えます。

○田中一君 まあ工業用水の場合は、阪神地区と東京が一番考えられておると思いますが、その今緊急に考えられておる地点はどこですか。

○説明員(藤岡大信君) 現在工業用水道事業として建設中のものは全国で四十三カ所ございます。すでに建設されたものが二十六カ所ございまして、現在計画を進めているものを入れますと相当数になります。先生のおっしゃいました京浜地区及び阪神地区というような四大工業地帯の水の需要というのは、現在水資源開発公団で各省が考えております地区でございます。て、そういうところは各省の水需要といふものが相当割合して参ります。各省の間で事業をよく打ち合わせた上で解決すべきものというふうな考え方を

○田中一君 従来四十三カ所のうち二十六カ所がもう建設済みだ。そうして割合にスムーズに進んでおる用地の取得なんですか、これに指定されないでもないんじゃないかと思うのですが、どうですか、その点は。

○説明員(藤岡大信君) 現在工事中のものでは三十三年から用地買収の交渉に入つて、現在まだ交渉が妥結していないというところもございまして、現在そういうことで用地買収をなるべく話し合ひで片をつけようというので、われわれ事実上はちよつと普通の考えでは、忍びがたいと思つてやうなところまで、よく事業者になるべく円満に解決をしようというところでございます。話し合ひを続けさせておりますが、そういう地点が、四、五カ所ございまして、申し上げますと、千葉県の市原地区、これは例の市原付近の埋め立てに給水するところのダム・アツブをいたしまして、これは川からダムに上げるという計画をいたしておりますが、そのダムの用地買収がまだ現在済んでおりません。それから北九州の八木山地点における、これは建設省も関係がございまして、そのダムの計画の場合、山口県の小瀬川、これも建設省の工事としてやっておられますが、これはダム計画の場合でございます。また岡山県の水島においてもダム計画がうまうま進んでおられます。といったような主としてダム及びダムに近いような工事が多くございまして、用地取

得が非常に困難をきわめておりまして、それがために事業費の繰り越しをやつておる、大蔵省から相当非難をされておられますので、これはできるだけ早く話し合ひをつけるようにというふうに申し出ておりますが、なかなか話し合ひがつくのが困難であるという状況でございます。

○田中一君 厚生省、通産省ともに現在土地取用法という法律があるじゃありませんか。なぜこれを全面的に活用しておやりにならないのですか。

○説明員(藤岡大信君) 法律のあるのはよく存じておりますが、なるべく話し合ひでつき得るものであれば話し合ひで解決をしたいというところでわれわれも努力いたしておりますし、起業者の方もそういう努力を続けておるわけでございます。従ひまして、取用法によつて解決をはかつておるといふところは現状としてはございせん。

○田中一君 厚生省の方はどうですか。

○説明員(聖成徳君) 先ほどもお答え申し上げましたように、現在までは水道関係のための用地取得に關してのトランプは、先ほど申しましたようにあまり起こっておりませんわけでございますが、先刻も申し上げました通り、将来遠隔の地から相当大規模の導水路を持つてこなければならぬ、という場合のことを予想しておるわけなんです。つまり、もちろんこの用地の取得につきましては、十分慎重な態度でやつていかなければならない、かように私は考えております。

○田中一君 農地局もちよつと来て下さい。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 農地局も見えております。富谷農地局参事官。

○田中一君 今、通産省並びに厚生省の方に質問しておいたものですからお聞きだと思ひますが、あなたの方で該当する事業としてはどんなものをお考えられますか。

○説明員(富谷彰介君) 建設省の方からお手元に政令事項が参つておるわけでございますが、農林省関係の農業灌漑用水事業は、母法であります土地取用法をやつていくつもりでありまして、この法律をさしたつては使ふ意思はございません。

○田中一君 そうすると、岡盛君に聞くと、農業用の灌漑用水事業には使ふつもりはないと言つておるが、それは指定から、はずされておるといふことではないのですか。

○政府委員(岡盛吉雄君) ただいまお尋ねの通りでございます。大規模な利水施設というのは水道用水と工業用水を貯留したり、または導水するための施設に限つております。

○田中一君 灌漑用のため池はどうですか。

○説明員(富谷彰介君) 灌漑のため池も同様に本法を適用する考えはございせん。

○田中一君 これは参議院にはかつておりませんが、水資源開発公団がずいぶん難渋して、ようやく一本にまとまつたような形で来ておりますけれども、これはおのおの皆さんの方でこれを全部要求しておつたように、姿なり機構としては、限られた日本の領土で、それが上水道の建設だ、建設の用地だ、それから農業用水の建設用地だ、あるいは工業用水だといふような形ですが、水源といふものは大体同じなんです。そこから二つも三つにも

なつて用地を重複して使うということを経たいための、今度の一本化という形の利水面の調整ができたというわけなんですけれども、一方これによつて相当にわゆる自分の財産であるところの土地が統制された形で、有効に一元化して使われるという利点はむしろあります。問題は補償額といふものがばらばらであつてはならないということなんです。従つて、今まで取用法を適用した事業がかりにないとするならば、買収についてはどういふ基準で行なつてきたか、またそういうものを所持ちかどうか、一応あるいは建設省が持つておられますところの用地買収の基準で、きまつておるのか、その点は今までの事例はどうですか、何か自分のところでの一つの基準を持つてやつていふことなのか。大体水源は同じなんです。それから環境は似通つております。その場合にはばらばらな気持ちで、ばらばらな力関係、あるいは説得の上手下手で補償額が変わつたのでは、これはやはりどういふ法律を作つても国民が不信の念を持つのは当然なんです。それをどこで今後とも事業を遂行する上において調整していくかということをお伺ひするわけなんです。おのおの御答弁願ひたい。

○説明員(藤岡大信君) 工業用水道におきましては、これは電源開発促進法による賠償の基準がございまして、御承知だと思ひますが、その基準によりまして、それをほとんど全面的にそのまま使つていふ形で現在活用いたしております。もちろんその中には、電源開発という特殊な事業のために、多少工業用水道と違ふ点がございますので、われわれの方でいたしましては、工業

得が非常に困難をきわめておりまして、それがために事業費の繰り越しをやつておる、大蔵省から相当非難をされておられますので、これはできるだけ早く話し合ひをつけるようにというふうに申し出ておりますが、なかなか話し合ひがつくのが困難であるという状況でございます。

○田中一君 厚生省、通産省ともに現在土地取用法という法律があるじゃありませんか。なぜこれを全面的に活用しておやりにならないのですか。

○説明員(藤岡大信君) 法律のあるのはよく存じておりますが、なるべく話し合ひでつき得るものであれば話し合ひで解決をしたいというところでわれわれも努力いたしておりますし、起業者の方もそういう努力を続けておるわけでございます。従ひまして、取用法によつて解決をはかつておるといふところは現状としてはございせん。

○田中一君 厚生省の方はどうですか。

○説明員(聖成徳君) 先ほどもお答え申し上げましたように、現在までは水道関係のための用地取得に關してのトランプは、先ほど申しましたようにあまり起こっておりませんわけでございますが、先刻も申し上げました通り、将来遠隔の地から相当大規模の導水路を持つてこなければならぬ、という場合のことを予想しておるわけなんです。つまり、もちろんこの用地の取得につきましては、十分慎重な態度でやつていかなければならない、かように私は考えております。

○田中一君 農地局もちよつと来て下さい。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 農地局も見えております。富谷農地局参事官。

○田中一君 今、通産省並びに厚生省の方に質問しておいたものですからお聞きだと思ひますが、あなたの方で該当する事業としてはどんなものをお考えられますか。

○説明員(富谷彰介君) 建設省の方からお手元に政令事項が参つておるわけでございますが、農林省関係の農業灌漑用水事業は、母法であります土地取用法をやつていくつもりでありまして、この法律をさしたつては使ふ意思はございません。

○田中一君 そうすると、岡盛君に聞くと、農業用の灌漑用水事業には使ふつもりはないと言つておるが、それは指定から、はずされておるといふことではないのですか。

○政府委員(岡盛吉雄君) ただいまお尋ねの通りでございます。大規模な利水施設というのは水道用水と工業用水を貯留したり、または導水するための施設に限つております。

○田中一君 灌漑用のため池はどうですか。

○説明員(富谷彰介君) 灌漑のため池も同様に本法を適用する考えはございせん。

○田中一君 これは参議院にはかつておりませんが、水資源開発公団がずいぶん難渋して、ようやく一本にまとまつたような形で来ておりますけれども、これはおのおの皆さんの方でこれを全部要求しておつたように、姿なり機構としては、限られた日本の領土で、それが上水道の建設だ、建設の用地だ、それから農業用水の建設用地だ、あるいは工業用水だといふような形ですが、水源といふものは大体同じなんです。そこから二つも三つにも

なつて用地を重複して使うということを経たいための、今度の一本化という形の利水面の調整ができたというわけなんですけれども、一方これによつて相当にわゆる自分の財産であるところの土地が統制された形で、有効に一元化して使われるという利点はむしろあります。問題は補償額といふものがばらばらであつてはならないということなんです。従つて、今まで取用法を適用した事業がかりにないとするならば、買収についてはどういふ基準で行なつてきたか、またそういうものを所持ちかどうか、一応あるいは建設省が持つておられますところの用地買収の基準で、きまつておるのか、その点は今までの事例はどうですか、何か自分のところでの一つの基準を持つてやつていふことなのか。大体水源は同じなんです。それから環境は似通つております。その場合にはばらばらな気持ちで、ばらばらな力関係、あるいは説得の上手下手で補償額が変わつたのでは、これはやはりどういふ法律を作つても国民が不信の念を持つのは当然なんです。それをどこで今後とも事業を遂行する上において調整していくかということをお伺ひするわけなんです。おのおの御答弁願ひたい。

○説明員(藤岡大信君) 工業用水道におきましては、これは電源開発促進法による賠償の基準がございまして、御承知だと思ひますが、その基準によりまして、それをほとんど全面的にそのまま使つていふ形で現在活用いたしております。もちろんその中には、電源開発という特殊な事業のために、多少工業用水道と違ふ点がございますので、われわれの方でいたしましては、工業

用水道事業用地取得及び補償基準という基準を一応作ってございすが、内容的には御承知の通り、電源開発の補償基準をそのまゝほとんど使っているというふうに御承知お願ひします。

○説明員(堀成徳君) 私どもの方は先ほど来申し上げておりますように、土地収用法にかけた例はございせん。それから次に上水道の事業につきましても補助金は出しておりませんで、もっぱら起債でやっております関係上、特にこれについても基準等は従来持っておりますわけでございします。

○説明員(富谷彰介君) 農林省でも補償の対象でございしますと、その条件とか、こういうものは電源開発の条項によつております。

○田中一君 それじや農林省と運輸省の方はもうけつてございします。通産省は待つていただきたい、あとは歸つてよろしい……。

○委員長(稲浦鹿蔵君) 通産省は残つていただいて、あとは、じや、どうも御苦労様でした、通産省の方はちよつと。

○田中一君 私どもは、社会党としては、利水の面についてはこうした適用から除外しようという考え方を持つてゐるわけなんです。それは、主として発電施設の問題です。アロケーションで一応の負担はしておりますけれども、何といつても電源開発は別な面が持つておるとしても他の電力会社、全部私企業です。しよせん私企業なんです。従つてこゝろ強い法律を適用するには適さないというふうな考え方をしておるのです。また自分の方の企業の時期的な採算によつて、相当大きな高額の金銭が支払われることをなく

さん知つておるわけですね。そのために他の事業、いわゆる治水としての性格を持つダムの問題にしても、利水の面からくることになりまして、あらゆる面で補償額が通水その他の時期の問題等で不当に支払われる事態を私知つてゐるわけですね。そこでこれを分けようと思つても、御承知のように多目的ダムといふものは治水、利水等と一緒にならなければならぬ性格のものであつて、これはどうも不可分のものなんです。そこで各電力会社はどういう形の補償基準を持つておるか、大体今あとから聞いてわかつたのですが、電気が持つておる補償基準をそのまま踏襲しているのだというふうに理解してゐるのですか。

○説明員(藤岡大信君) 私、工業用水課長でございまして、実は電気の方は非常に暗うございまして、かえつて建設省の方がよく御存じじやないかと思ひます。私から答へまして違つた認識を持たれると困りますので、私、工業用水としては先ほど申し上げましたように、電源開発の補償基準はそのまま使つておるといふことではございまして、電気の方は、またその内容についてはあまり詳しく存じません。

○田中一君 それでは歸つていいです。

○委員長(稲浦鹿蔵君) それじや藤岡君、けつてございします。

〔速記中止〕

○委員長(稲浦鹿蔵君) 速記を始め

暫時休憩いたします。

午後六時五十分休憩

〔休憩後開会に至らなかつた〕

六月五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、三重県四日市、福井県敦賀両市間国道建設に関する請願(第二五七三号)

一、琵琶湖水資源開発に関する請願(第二五七四号)

一、茨城県久慈川改修工事施行に関する請願(第二五九九号)

一、高尾道路一号线中一部路線変更等に関する請願(第二六〇〇号)

一、水資源開発促進法案等の一部修正に関する請願(第二六八〇号)

一、岡山県総社市井尻野地区における新国道予定路線変更に関する請願(第二八二七号)

第二五七三号 昭和三十六年五月二十四日受理

三重県四日市、福井県敦賀両市間国道建設に関する請願

請願者 三重県四日市市長 平田佐矩外三十五名

紹介議員 村上 義一君

伊勢湾の特定重要港湾四日市港と敦賀港を最短距離に結ぶルートの建設は、当地方の産業文化の伸張発展に貢献することはもちろんのこと、国の貿易の自由化、所得増進計画、後進地域の開発等基本方針に合致するものと考へられるから、三重県四日市市を起点とし、岐阜県関ヶ原町、滋賀県長浜市を経て福井県敦賀市に至る間の道路を真にわが国重要動脈線にふさわしいように改造し、これを全線国道に昇格整備せられたいとの請願。

第二五七四号 昭和三十六年五月二十四日受理

琵琶湖水資源開発に関する請願

請願者 滋賀県議会議長 奥村悦造

紹介議員 村上 義一君

近畿経済圏の発展に不可欠の問題である用水対策としては、水資源の宝庫である琵琶湖の開発にまつものがあり、建設省においても、これが高度の利水を行なう諸計画を推進しているが、琵琶湖の水資源開発については、(一)現在国土地理院が実施中の琵琶湖深淺測量は、琵琶湖総合開発計画立案の基本となるから、昭和三十六年度中に同作業が完了するよう促進すること、(二)琵琶湖水資源開発は、利水中心主義を排し、湖及び淀川水系を一貫とする治水利水の総合開発計画として策定すること、(三)水資源開発公団の設置は、地方自治権が制約されないようにすること共に、計画策定の前提である諸調査を全面的に実施すること等の早急実現を図られたいとの請願。

第二五九九号 昭和三十六年五月二十四日受理

茨城県久慈川改修工事施行に関する請願

請願者 茨城県常陸太田市市役所内久慈川改修期成同盟内 武藤常介

紹介議員 郡 祐一君

茨城県久慈、那珂両郡界を貫流する久慈川の改修工事は、昭和十三年に着手されたが、いまもつて予期の如く進捗よくしてゐない。これは、経費の割当てが余りにも少ないため、少部分の工事に着手するより外に方法がなく、そのため、一朝豪雨に際すると、たちまち工事着手前よりもひどい被害を被るといふ例がしばしばある実情で被害

による連年の被害はじん大であるから、久慈川の改修工事が今後短期間に完了するようできる限りの経費を注入せられたいとの請願。

第二六〇〇号 昭和三十六年五月二十四日受理

高尾道路一号线中一部路線変更等に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋本町四ノ三昭和通り栄会内 小林健次郎外一名

紹介議員 川上 為治君

高尾道路一号线のうち江戸橋以北の計画は、平面道路十二車線の通過量ある昭和通りを、高架高速道路及び平面道路を加えて十車線とするもので、これは平面道路の交通の混乱をまねき、ために交通事故を増加し、都市美観をそこない、昭和通り本来の機能を破壊するものであるから、(一)この計画を廃棄して、昭和通りを活用し、高架道路は平行線であるところの隅田川川上を通行させること、(二)もし計画どおり昭和通り道路を利用する場合は、平面道路の十二分の活用を計り、なお都市美観をいかに発揮できる設備設計に十二分の検討を加え、住民もその計画に参加できるよう取り計らわれたこと、(三)もし従来の計画どおり一号线を昭和通り道路を利用する場合は、沿道商店に対し地価の低下その他間接的に生ずる損害に対し、いつさいの補償をすること等について善処せられたいとの請願。

第二六八〇号 昭和三十六年五月十六日受理

水資源開発促進法案等の一部修正に関する請願

請願者 滋賀県議会議長 奥村

悦蔵外一名

紹介議員 村上 義一君 西川 甚

五郎君

水資源の開発は地域社会の慣行や地域開発の特異性に大きな影響を及ぼすこととなるから、地方住民の意思を十分に尊重し、水系全体的に均衡のある開発をあわせ考へるとともに、再建途上にある地方財政を圧迫することのないよう、(一)水資源開発二

法案に水資源の保全かんよりを規定すること、(二)水資源開発審議会への知事の参加、又は、知事の意見聴取のほかに関係都道府県議会の議決を経るよう規定するとともに、事業実施計画の作成変更も関係都道府県知事の同意を得ることとし、決定変更した事項は直ちに知事に通告するようあわせ規定すること。なお、この場合の関係都道府

県の範囲は、指定水系全域にわたるよう明確に定めておくこと、(三)水資源開発施設の維持、管理、操作についての施設管理方針の決定、又は、危害防止措置については、地域住民に及ぼす影響が大きいから関係都道府県知事の同意と通告を得るよう規定すること、(四)

水資源開発に伴う特定施設の費用については、地方自治体の財政を圧迫する結果となるから費用はすべて国の責任において処置するよう規定すること、(五)水資源開発事業の実施に伴う損失補償は事情により公正な措置をとるとあるが、これは事業実施の場合と解さ

れすなわち実施後の発生被害も同様補償すること、又、この補償だけでなく当該関係地域の将来の開発発展を阻害しないよう事業実施に関連する施設等の整備措置をもあわせ行なうよう規定

すること、(六)水資源の総合的な開発利用のため実施する事業に必要な費用及び当該事業によつて生じた施設の操作、維持、修繕その他管理ならびに災害復旧、被害補償などに要する費用に充当するため、公団をして料金を徴収するよう規定すること、等の実現を期せられたいとの請願。

第二八二七号 昭和三十六年五月三十一日受理

岡山県総社市井尻野地区における新国道予定路線変更に関する請願

請願者 岡山県総社市井尻野

一、〇二〇 村木正静

外百五十七名

紹介議員 加藤 武徳君

岡山県総社市井尻野地区は、現国道と高梁川堤防の中間を南北に走る帯状の狭苦しい農村地帯であるが、このたび新国道予定線がこの農地の中央を縦断し、その北端は五メートル以上の高さをもつて高梁川堤防と現国道に並行して施設されることになれば、両側に残る農地はあたかも谷底の如くなり生産性を低下させることは必定であり、又、現国道は距離的にも交通便利度の点においても最適の路線と思料されるから、総社市井尻野地区における二級国道岡山—松江線改修予定線を現国道沿いに変更せられたいとの請願。

昭和三十六年六月二十二日印刷

昭和三十六年六月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局